

**札幌市公立夜間中学設置
基本計画**

令和3年（2021年）3月

札幌市教育委員会

はじめに

公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就学できなかった方々への学びの場として昭和 20 年代初頭に生まれたものです。近年は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や本国で義務教育を受けていない外国籍の方などに対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障する新たな役割が期待されるようになっていきます。

このような中、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）が成立し、全国の各地において公立夜間中学の設置に向けた検討が進められております。

併せて、令和 3 年度施行の中学校学習指導要領においても、「学齢を経過した者への配慮」が新たに位置付けられるなど、公立夜間中学の重要性が再認識されているところです。

札幌市におきましても、同法の成立を踏まえ、公立夜間中学の設置について検討し、令和元年 9 月に、令和 4 年 4 月に開校することを表明しました。その後、他都市の夜間中学の事例や市民の方々などへのアンケートといった調査研究を行うなど、準備を進めてまいりました。

今回、その調査研究をもとに、札幌市にふさわしい公立夜間中学を目指し、在り方検討会議や設置基本計画案に対するパブリックコメントの実施等を経て、札幌市が設置する公立夜間中学の方向性を決める基本計画を策定いたしました。

今後は、札幌市に設置される公立夜間中学において、本基本計画に記載した新たな学びのセーフティネットとしての役割などを果たすため、様々な機関と連携するとともに市民の皆様への御支援もいただきながら、時間や世代を超えて一人でも多くの方に義務教育の機会を広げられるよう、市民総ぐるみの学校づくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力を賜りました「札幌市における公立夜間中学の在り方検討会議」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださった皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

札幌市教育委員会

札幌市公立夜間中学設置 基本計画 <目次>

I 公立夜間中学の設置について

- 1 公立夜間中学の経緯…………… P 1
- 2 札幌市の状況について…………… P 1
- 3 札幌市における公立夜間中学の設置について…………… P 4

II 公立夜間中学とは

- 1 公立夜間中学の一般例…………… P 6
- 2 全国の設置状況…………… P 6
- 3 全国の公立夜間中学の状況…………… P 8

III 公立夜間中学に対するニーズについて（市民アンケート調査結果）

- 1 目的…………… P 1 2
- 2 アンケートの実施手法…………… P 1 2
- 3 調査結果…………… P 1 2

IV 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針

- 1 札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿…………… P 1 9
- 2 札幌市が設置する公立夜間中学の学校づくりの視点
 - (1) 一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくり・ P 2 0
 - (2) 生徒の誰もが安心して学びの主役となれる学校の環境整備…………… P 2 1

V 札幌市における公立夜間中学の設置の枠組

- 1 入学対象…………… P 2 3
- 2 開校年次…………… P 2 3
- 3 設置形態…………… P 2 3
- 4 学校規模…………… P 2 3
- 5 設置場所…………… P 2 3
- 6 修業年限…………… P 2 4
- 7 入学時期…………… P 2 4
- 8 編入学対応…………… P 2 4

VI その他

1 関係機関等との連携	P 2 5
2 継続的な改善への取組	P 2 5
3 研修体制の整備と他の市立学校への理念の普及	P 2 5
4 市民への広報・周知	P 2 6
資料編	P 2 7

I 公立夜間中学の設置について

1 公立夜間中学の経緯

公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就学できなかった方々への学び直し場として昭和 20 年代初頭に生まれたものです。

近年は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や本国で義務教育を受けていない外国籍の方などに対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障する新たな役割が期待されるようになっていきます。

このような中、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」¹（いわゆる「教育機会確保法」）が成立し、全ての地方公共団体で公立夜間中学における就学機会の提供等の措置を講じることが求められることとなりました。

これを受けて、文部科学省は、全政令指定都市及び全都道府県に最低 1 校の公立夜間中学が設置されることを目指しています。

2 札幌市の状況について

上述のとおり、公立夜間中学への入学対象となる方々は主に

- ① 戦後の混乱期等で義務教育を未修了の方
- ② 不登校等様々な理由で十分に中学校に通えなかった方
- ③ 本国で義務教育を修了していない外国籍の方

と想定されます。

次の通り、札幌市や近隣市町村においても対象となりうる方が一定程度いるものと考えられます。

¹ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（詳細は資料 1 を参照）

平成 28 年 12 月に成立した教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めた法律。

(1) 戦後の混乱期等で義務教育を未修了の方

平成 22 年国勢調査²によると、学齢を経過した者の中で、義務教育を修了していない方が少なくとも全国で 12 万 8,000 人おり、札幌市には 2,001 人いることがわかっています。また、さっぽろ連携中枢都市圏³に該当する近隣市町村においても 1,049 人の義務教育を修了していない方がいます。

★ さっぽろ連携中枢都市圏の未就学者数（平成 22 年国勢調査）

市町村	未就学者数
札幌市	2,001名
小樽市	308名
岩見沢市	99名
江別市	88名
千歳市	107名
恵庭市	50名
北広島市	199名
石狩市	35名
当別町	10名
新篠津村	110名
南幌町	14名
長沼町	29名
合計	3,050名

(2) 不登校等様々な理由で十分に中学校に通えなかった方

札幌市立中学校 3 年生における不登校生徒数⁴は、平成 21 年からの 10 年間で、合計 6,094 名います。全国には、通えなかった期間の中学校の学びを取り戻したいと思い、夜間中学に入学される方もいます。

² 国勢調査

国勢調査とは日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする統計調査です。10 年ごとの大規模調査とその中間の簡易調査があり、未就学者については大規模調査で調査を行っています。

なお、国勢調査における「未就学者」とは「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」の人数であり、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者の数」は含まれていないため、義務教育未修了者は実際にはより多くの人数に上ると言われております。

³ さっぽろ連携中枢都市圏

札幌市では、人口減少・少子高齢社会にあっても、圏域内の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、2019 年から関係 11 市町村とともに、「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成しています。

⁴ 不登校生徒数

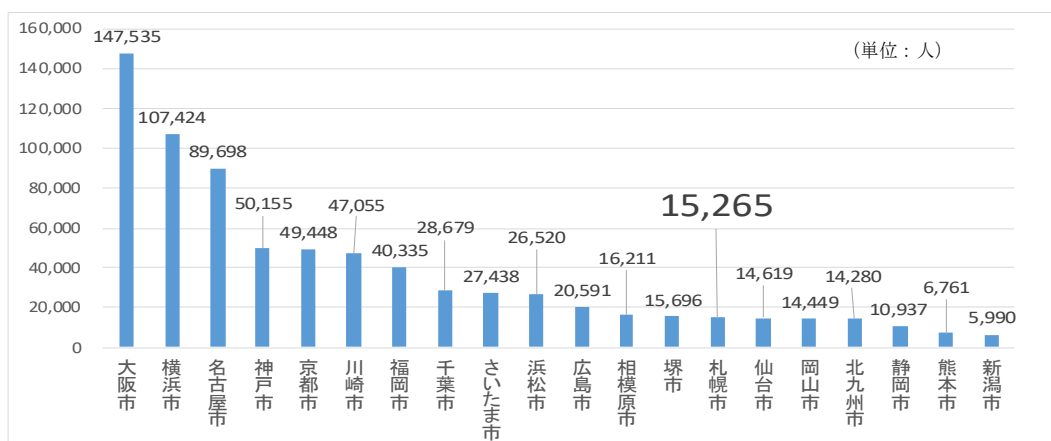
不登校生徒数とは、文部科学省において年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されています。

(3) 本国で義務教育を修了していない外国籍の方

国際人権規約においては、「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により（中略）一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」とされており、これらを踏まえ、外国籍の方についても、日本国籍の方と同様に夜間中学における教育機会を確保することが求められます。

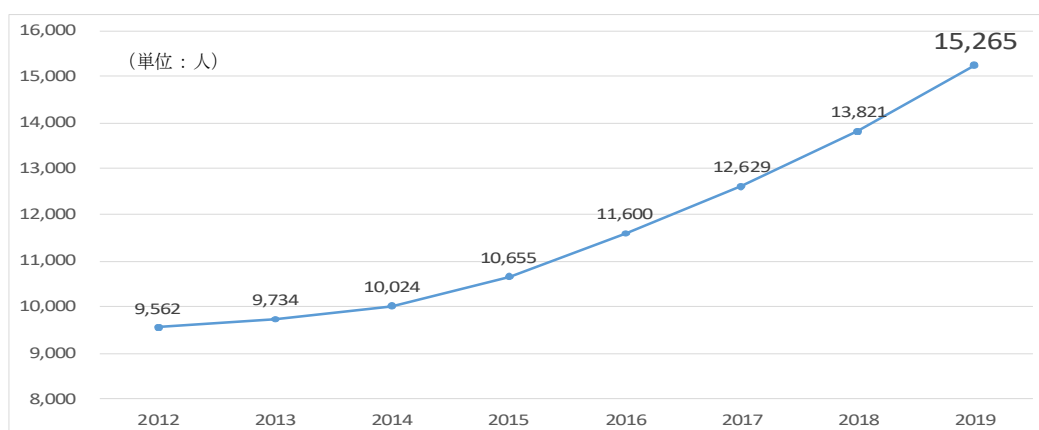
全国の20の政令指定都市の中では札幌市の在留外国人数は14番目であり、比較的少ない状況ではありますが、ここ数年は毎年1,000人以上増えており、この中には、夜間中学での学びを必要とする外国籍の方もいるものと想定されます。

○ 政令指定都市の在留外国人数



(出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（調査時点2019年12月））

○ 札幌市における在留外国人数の推移



(出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（調査時点各年12月））

3 札幌市における公立夜間中学の設置について

公立夜間中学の対象生徒と想定される未就学者、不登校経験者は本市においても一定程度いるとともに、外国籍市民についてもここ数年増加率が高まっていることから、札幌市においても学びのセーフティネットの役割として、公立夜間中学の設置が必要と考えられます。

以上のことから、本「基本計画」に記載する内容に基づき、札幌市立の公立夜間中学を設置することとします。

<参考：札幌市における検討経過>

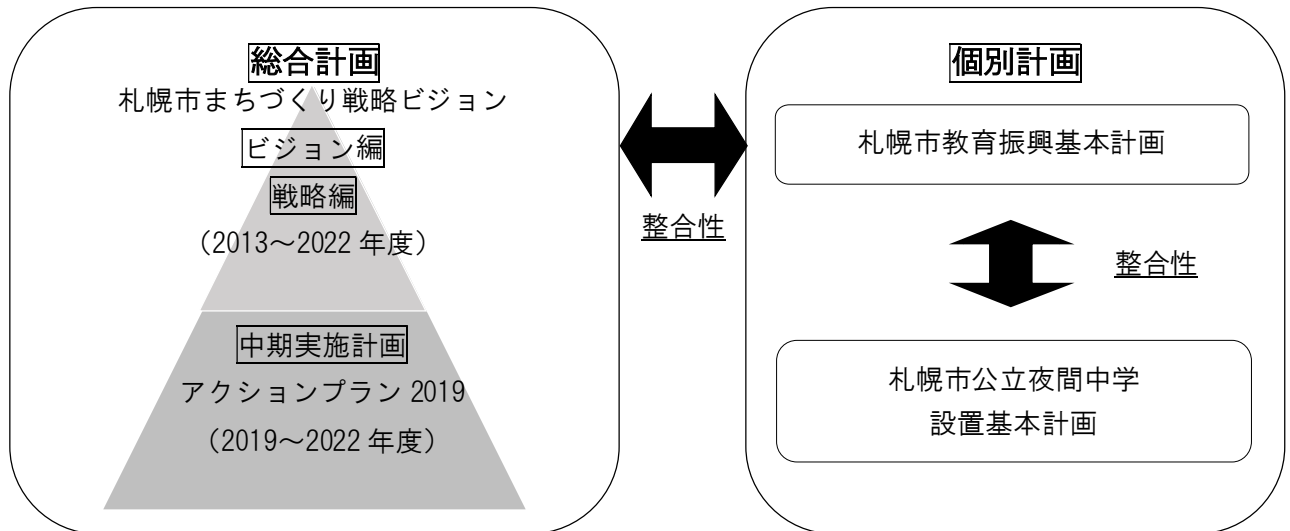
- 平成 28 年 12 月 教育機会確保法成立
- 平成 29 年 2 月 公立夜間中学校のすみやかな設置を求める陳情（陳情第 240 号）が札幌市議会で採択
- 平成 29 年 10 月 北海道において、公立夜間中学における就学機会の提供その他の必要な措置などについて協議するために設置された「夜間中学等に関する協議会」に参加
- 平成 31 年 1 月 第 4 回協議会において、「設置主体の議論とは別に、設置場所として『札幌市内に設置』することが適当」との意見集約
⇒ 札幌市において設置に向けた具体的な検討を開始
- 令和 2 年 1 月 札幌市民が公立夜間中学にどのようなことを期待するのか等を把握するために「札幌市公立夜間中学に関するアンケート」を実施
- 令和 2 年 6 月 有識者等からなる「札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会」を設置し、札幌市が目指す公立夜間中学の目指す姿等について意見聴取

<計画の位置付けについて>

○ 札幌市の各種計画との関係



札幌市の総合計画⁵である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿って策定する個別計画⁶です。

公立夜間中学の設置においては、教育基本法や教育機会確保法などの関係法令のほか、「札幌市教育振興基本計画⁷」などの札幌市の関連計画とも整合を図って進めて参ります。



○ SDGs (Sustainable Development Goals【持続可能な開発目標】)⁸との関連

SDGs と本計画の主な関連は下表のとおりです。

SDGs 関連目標	
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する。

⁵ 総合計画

札幌市自治基本条例第 17 条に基づき策定する、総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画

⁶ 個別計画

総合計画の方向性に沿って策定する各分野における計画

⁷ 札幌市教育振興基本計画（詳細は資料 6 を参照）

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指し、本計画を 2014 年 4 月に施行しています。

「自立した札幌人」という目指す人間像の実現に向けて、「1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」「2 多様な学びを支える環境の充実」「3 市民ぐるみで支えあう仕組みづくり」に取り組んでいます。

⁸ SDGs

2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。2018 年 6 月に札幌市は SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs 未来都市」に選定され、総合的な実施計画の策定や各種取組の実施に際して、SDGs の趣旨や視点を反映させることとしています。

II 公立夜間中学とは

1 公立夜間中学の一般例

他都市の先行事例を踏まえると、公立夜間中学とは一般的に以下のような学校です。

項目	内容
入学対象	○ 以下のすべてを満たす人 ・ 学齢期を過ぎた人（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を過ぎた人） ・ 中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人
指導者	○ 中学校の教員免許状を有する教員
履修教科等	○ 昼間の中学校と同じく 9 教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 ⁹
授業日	○ 昼間の中学校と同じく週 5 日 ○ 夏休みや冬休みなども昼間の中学校と同じ期間
授業の時間	○ 「教育課程の特例 ¹⁰ 」を活用し、1 コマ 40 分の 4 時間授業 ○ 始業時刻は 17：30 頃、終業時刻は 21：00 頃
卒業認定	○ 定められた課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる

2 全国の設定状況

令和 2 年度現在、公立夜間中学は 10 都府県に 34 校が設置されています。

最近では、令和元年度に埼玉県川口市、千葉県松戸市、令和 2 年度に茨城県常総市で開校されており、令和 3 年度には、徳島県、高知県で開校予定となっております。そのほか、相模原市、静岡県、長崎県、福岡県大牟田市などにおいても設置に向けた具体的な検討が進められています。

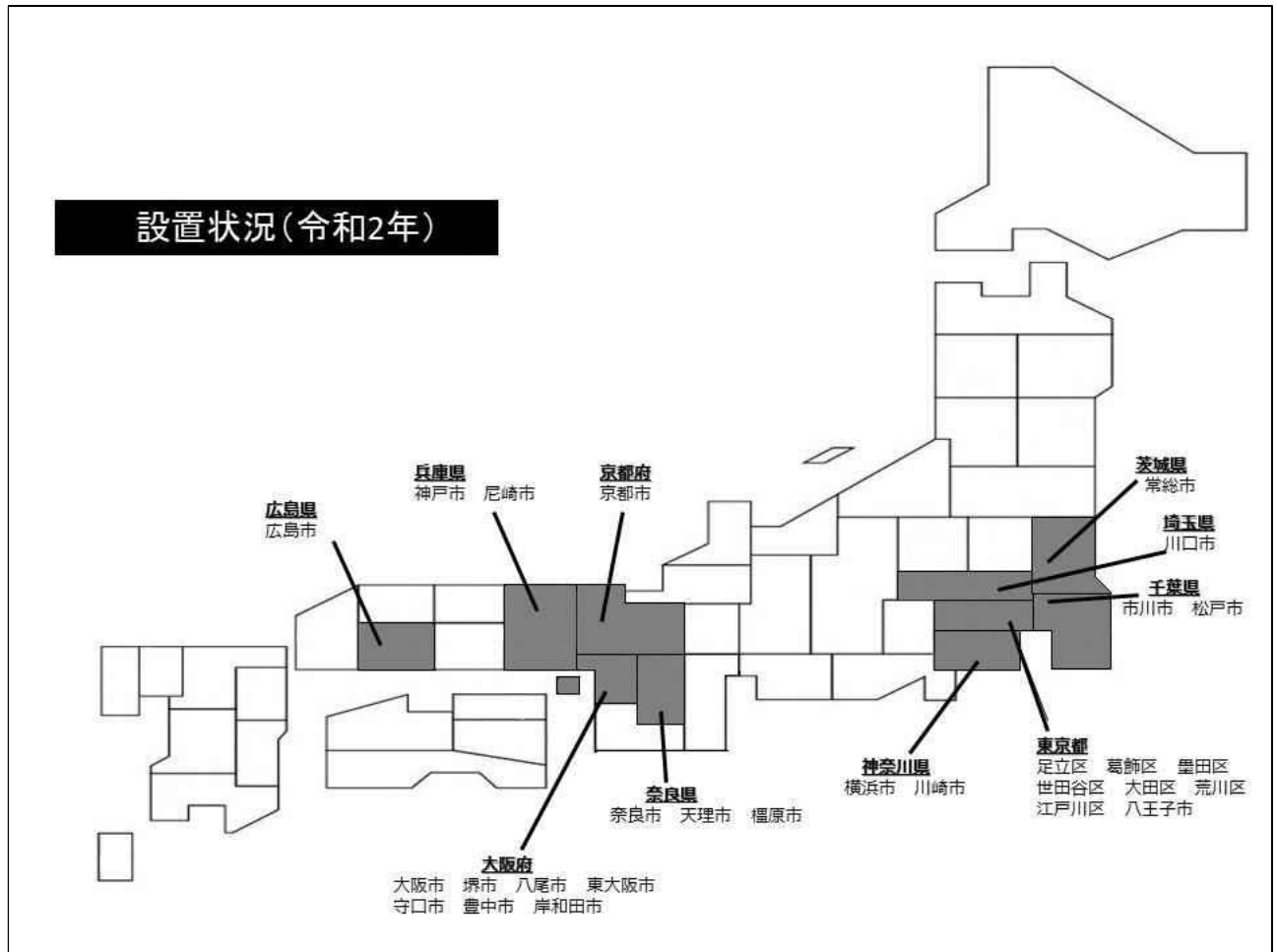
⁹ 特別活動

中学校学習指導要領で示されている特別活動とは、学級活動、生徒会活動、学校行事の三つのこと。

¹⁰ 教育課程の特例（詳細は資料 2 及び 3 を参照）

公立夜間中学に在籍する学齢経過者に対して、小学校段階の教科の取り扱いや授業時数の削減等を認める特例。

★ 公立夜間中学の設置状況（令和2年度）



(出典：文部科学省「夜間中学の設置促進・充実について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm)

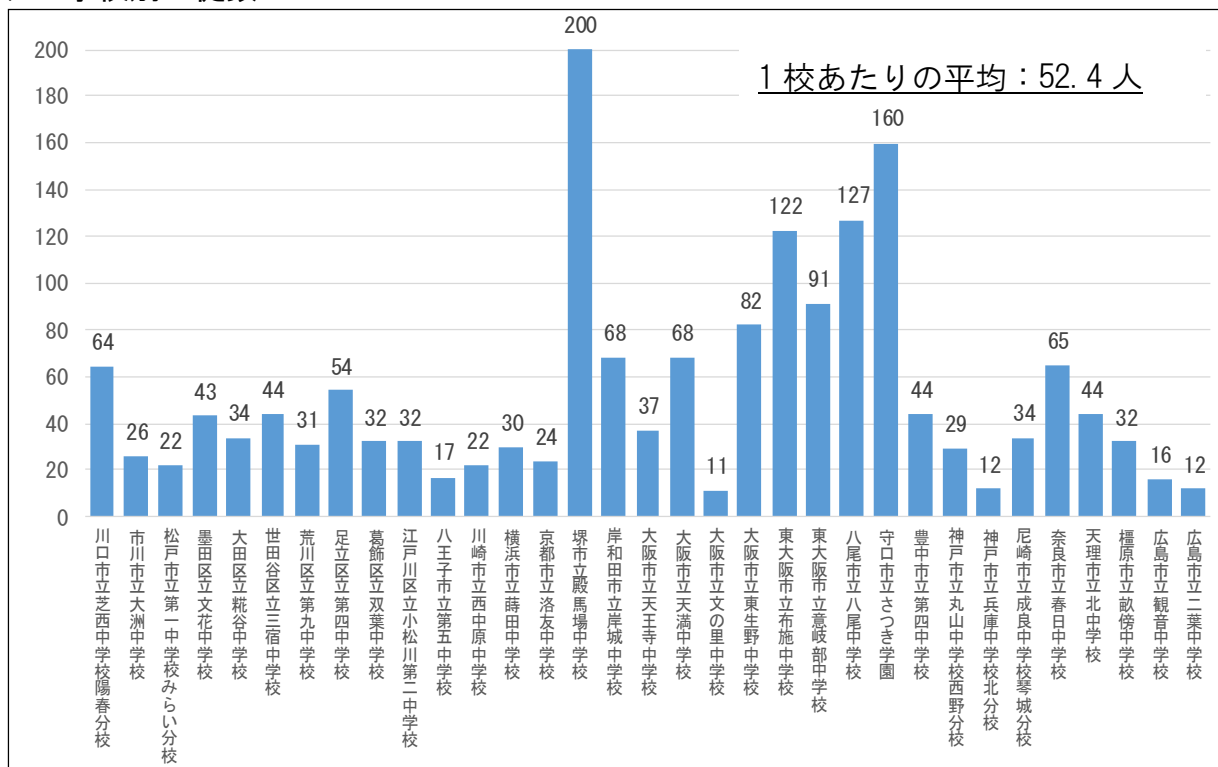
3 全国の公立夜間中学の状況

文部科学省が令和元年度に行った実態調査において、全国に設置されている公立夜間中学の状況は、次のようになっております。

(出典：文部科学省「令和元年度夜間中学等に関する実態調査」、調査時点：令和2年1月1日)
 (https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_syoto02-100003094_111.pdf)

(1) 学校規模、体制

ア 学校別生徒数



イ 公立夜間中学に配置されている教職員数

(回答対象校 33 校、下表は主な職員抜粋)

	校長	副校長・ 教頭	教諭 (※1)	養護教諭 (※2)	事務職員	用務員
専任	0	30	237	27	9	12
兼任	33	5	9	3	10	6
総数	33	35	246	30	19	18
平均(専任)	0	0.91	7.18	0.82	0.27	0.36

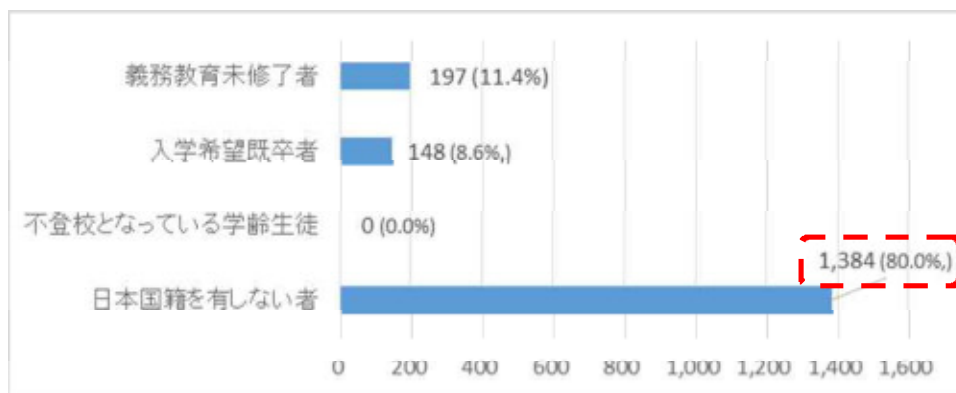
※1 上表の教諭は主幹教諭、指導教諭、教諭、常勤講師を合わせた数

※2 上表の養護教諭は養護教諭、養護助教諭を足し合わせた数

一校平均の生徒数は 52.4 名と小規模な学校が多く、専任の管理職 1 名と教員 7～8 名程度、養護教諭 1 名の体制が一般的となっています。

(2) 在籍生徒の状況

ア 属性別の生徒数（公立夜間中学に通う生徒数：1729人）



全国の公立夜間中学においては、在籍生徒の8割が日本国籍を有しない方になっています。

イ 年齢別の生徒数（（）内は生徒数合計を100%とした場合の割合）

① 年齢別の生徒数（総数）

	学齢期	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	198	154	79	54	31	85	601
	(0.0%)	(11.5%)	(8.9%)	(4.6%)	(3.1%)	(1.8%)	(4.9%)	(34.8%)
女	0	132	187	179	161	150	319	1,128
	(0.0%)	(7.6%)	(10.8%)	(10.4%)	(9.3%)	(8.7%)	(18.4%)	(65.2%)
合計	0	330	341	258	215	181	404	1,729
	(0.0%)	(19.1%)	(19.7%)	(14.9%)	(12.4%)	(10.5%)	(23.4%)	(100.0%)

② 日本国籍を有する者の年齢別生徒数（上表①の内数）

	学齢期	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	29	13	8	14	12	57	133
	(0.0%)	(1.7%)	(0.7%)	(0.5%)	(0.8%)	(0.7%)	(3.3%)	(7.7%)
女	0	18	14	10	18	21	131	212
	(0.0%)	(1.0%)	(0.8%)	(0.6%)	(1.0%)	(1.2%)	(7.6%)	(12.2%)
合計	0	47	27	18	32	33	188	345
	(0.0%)	(2.7%)	(1.6%)	(1.0%)	(1.9%)	(1.9%)	(10.9%)	(20.0%)

③ 日本国籍を有しない者の年齢別生徒数（上表①の内数）

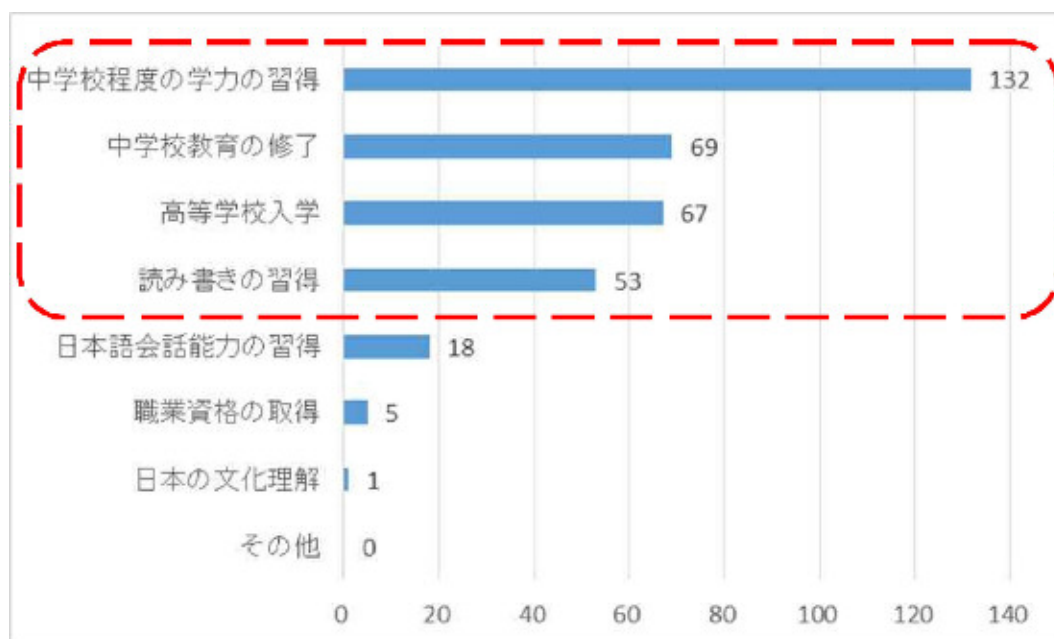
	学齢期	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	169	141	71	40	19	28	468
	(0.0%)	(9.8%)	(8.2%)	(4.1%)	(2.3%)	(1.1%)	(1.6%)	(27.1%)
女	0	114	173	169	143	129	188	916
	(0.0%)	(6.6%)	(10.0%)	(9.8%)	(8.3%)	(7.5%)	(10.8%)	(53.0%)
合計	0	283	314	240	183	148	216	1,384
	(0.0%)	(16.4%)	(18.1%)	(13.9%)	(10.5%)	(8.6%)	(12.5%)	(80.0%)

日本国籍在籍者においては、60歳以上の比率が高くはなっていますが、どの世代においても一定数の在籍があります。

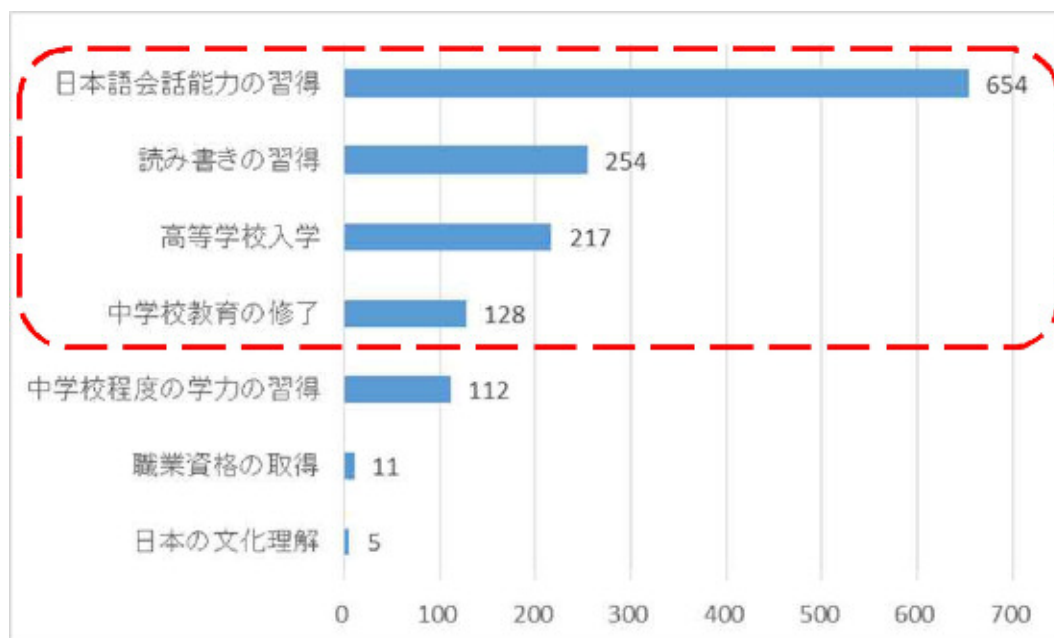
ウ 公立夜間中学への入学理由

高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	その他	合計
284	16	197	244	307	672	6	3	1,729
(16.4%)	(0.9%)	(11.4%)	(14.1%)	(17.8%)	(38.9%)	(0.3%)	(0.2%)	(100.0%)

① 上表のうち日本国籍



② 上表のうち日本国籍を有しない者



日本国籍、日本国籍を有しない者ともに「中学校教育の修了」や「高等学校入学」、「読み書きの習得」という動機を持つ人が多くなっていますが、日本国籍においては、「中学校程度の学力の習得」が比較的高い動機となっており、日本国籍を有しない者においては、「日本語会話能力の習得」が比較的高い動機となっています。

エ 公立夜間中学卒業後の状況（平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数：262人）

卒業後の状況別	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	27	127	154
	(10.3%)	(48.5%)	(58.8%)
専修学校進学	0	2	2
	(0.0%)	(0.8%)	(0.8%)
就職	3	36	39
	(1.1%)	(13.7%)	(14.9%)
その他	15	52	67
	(5.7%)	(19.8%)	(25.6%)
合計	45	217	262
	(17.2%)	(82.8%)	(100.0%)

※（）内は平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

全体で見ると、卒業者の7割以上が進学や就職といった次のステップに繋がっています（日本国籍だけ見ても、6割以上の卒業生が次のステップに繋がっています）。

(3) 全国の公立夜間中学の状況のまとめ

- ・公立夜間中学は小規模校が多く、生徒規模は平均すると52名程度、教職員の体制は全体で10名程度となっています。
- ・公立夜間中学の在籍者は、義務教育未修了者、入学希望既卒者（いわゆる不登校経験者等）、外国籍生徒になり、その中でも特に、外国籍生徒の在籍が8割程度と非常に多くなっています。
- ・在籍者の年齢層は、日本国籍を有する者においては、比較的高年齢層が多くなっておりますが、どの世代も一定程度在籍しています。
- ・入学理由については、日本国籍の方と外国籍の方で異なります。
- ・卒業生の7割程度は、高校進学や就職という次のステップに繋がっています。

Ⅲ 公立夜間中学に対するニーズについて（市民アンケート調査結果）

札幌市教育委員会では、公立夜間中学の検討を進めるに当たって、以下のとおり、入学の可能性のある方などに対し、令和2年1～2月にアンケートを実施しました。

1 目的

- 公立夜間中学に入学可能性のある方の人数の把握
- 公立夜間中学に期待する内容の把握

2 アンケートの実施方法

(1) アンケートA

札幌の自主夜間中学や不登校経験者への支援団体などの協力を得て、入学可能性の比較的高い方を対象にアンケートを実施。

※ その他すべての方を対象に札幌市ホームページ上でもアンケート調査を実施

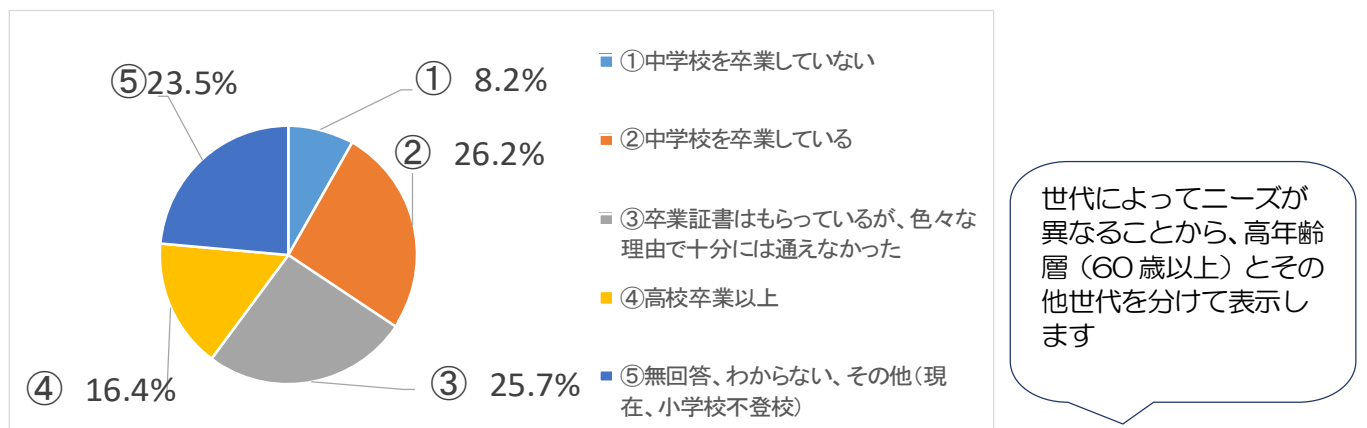
(2) アンケートB

札幌市に住民票のある外国籍市民のうち、無作為抽出した 3,000 人の方にアンケート用紙を送付して調査を実施（言語は日本語、英語、中国語）

3 調査結果

(1) アンケートA

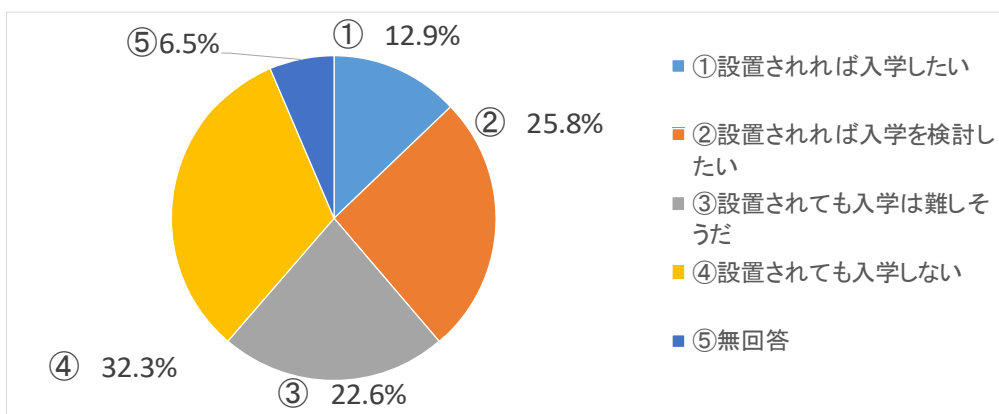
ア あなたは中学校を卒業していますか。



選択肢	全体回答		年齢別内訳		
			高年齢層	その他世代	無回答
①中学校を卒業していない	15	8.2%	14	1	
②中学校を卒業している	48	26.2%	42	4	2
③卒業証書はもらっているが、色々な理由で十分には通えなかった（若しくは現在通っていない）	47	25.7%	7	39	1
④高校卒業以上	30	16.4%	24	6	
⑤無回答、わからない、その他（現在、小学校不登校）	43	23.5%	3	36	4
合計	183	100.0%	90	86	7

イ 公立夜間中学が設置されれば入学したいと思いますか。

※ 設問アで①又は③と回答した方（十分に中学校で学べなかった方）を抽出



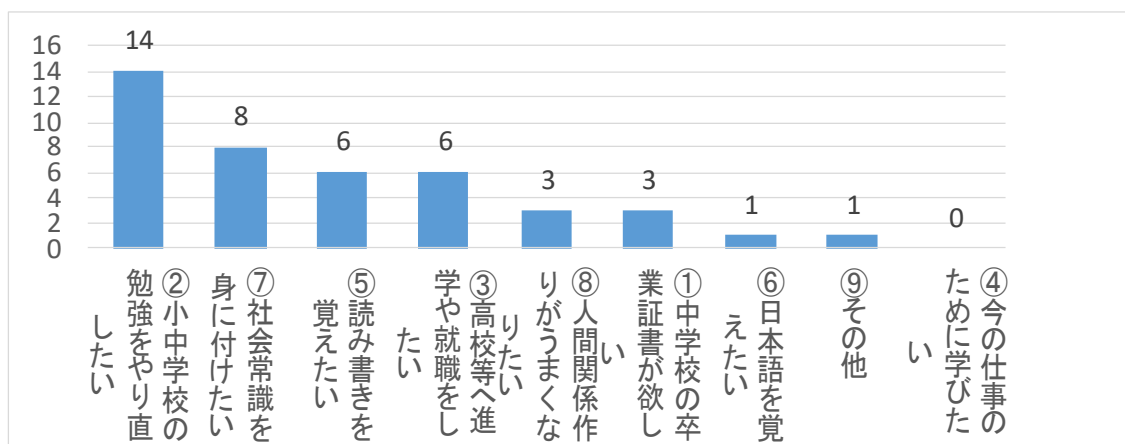
選択肢	回答			年齢別内訳			
				高年齢層		その他世代	
①設置されれば入学したい	8	12.9%	(21)	7	(14)	1	(7)
②設置されれば入学を検討したい	16	25.8%	(38)	3	(13)	13	(23)
③設置されても入学は難しそうだ	14	22.6%	(45)	6	(33)	8	(12)
④設置されても入学しない	20	32.3%	(51)	5	(21)	15	(28)
⑤無回答	4	6.5%	(28)	0	(9)	4	(16)
合計	62	100.0%	(183)	21	(90)	41	(86)

※ () 内は回答総数

⇒ 一般的に夜間中学の入学対象とされる「十分に中学校で学べなかった方」だけでも 24 名の方が入学に前向きな回答をしており、公立夜間中学へのニーズは一定程度あることが確認できます。

ウ 入学を前向きに考えてみたい方に伺います。その理由を教えてください。(複数回答可)

※ 設問(1)アで①又は③と回答した方(十分に中学校で学べなかった方)を抽出



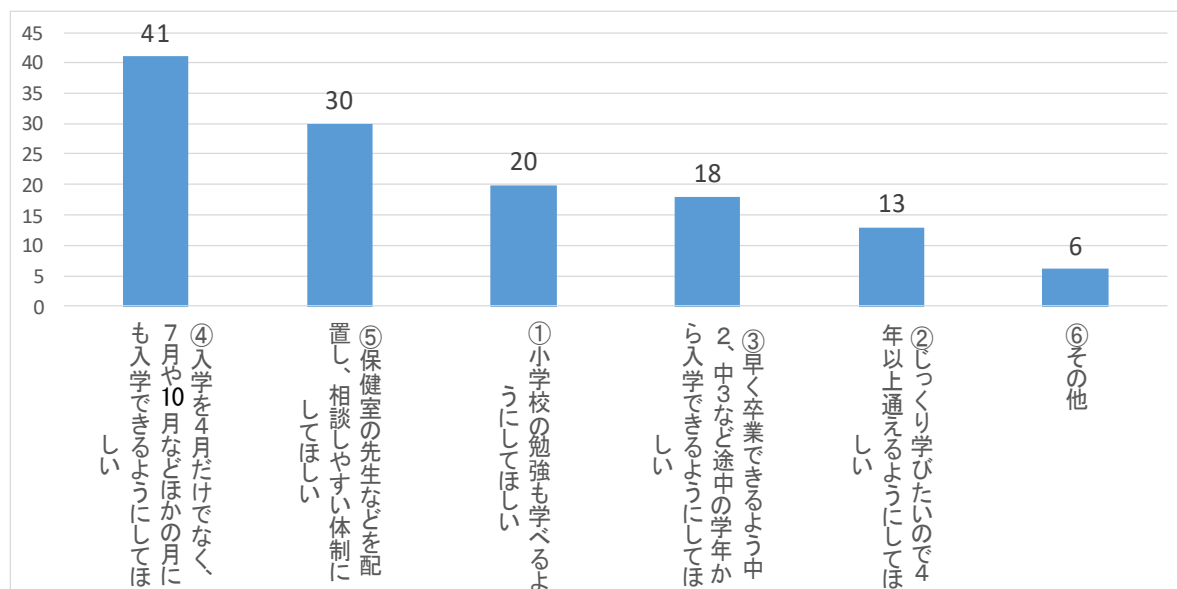
選択肢	回答			年齢別内訳	
				高年齢層	その他世代
① 中学校の卒業証書が欲しい	3	7.1%	(3)	2 (2)	1 (1)
② 小中学校の勉強をやり直したい	14	33.3%	(38)	8 (20)	6 (16)
③ 高校等へ進学や就職をしたい	6	14.3%	(13)	1 (2)	5 (11)
④ 今の仕事のために学びたい	0	0.0%	(5)	0 (0)	0 (4)
⑤ 読み書きを覚えたい	6	14.3%	(20)	6 (16)	0 (2)
⑥ 日本語を覚えたい	1	2.4%	(6)	1 (3)	0 (2)
⑦ 社会常識を身に付けたい	8	19.0%	(23)	5 (13)	3 (8)
⑧ 人間関係づくりがうまくなりたい	3	7.1%	(15)	1 (5)	2 (8)
⑨ その他	1	2.4%	(4)	1 (3)	0 (0)
合計	42	100.0%	(127)	25 (64)	17 (52)

※ ()内は回答総数

⇒ 入学希望者においては、「小中学校の勉強をやり直したい」というニーズに加え、高年齢層は「読み書きを覚えたい」というニーズ、その他世代においては、「高校等への進学や就職をしたい」というニーズが比較的高くなっており、世代によって夜間中学に求めるものに違いがあることが読み取れます。

エ 公立夜間中学で実現してほしいことはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んでください。

※ 設問（１）アで①又は③と回答した方（十分に中学校で学べなかった方）を抽出



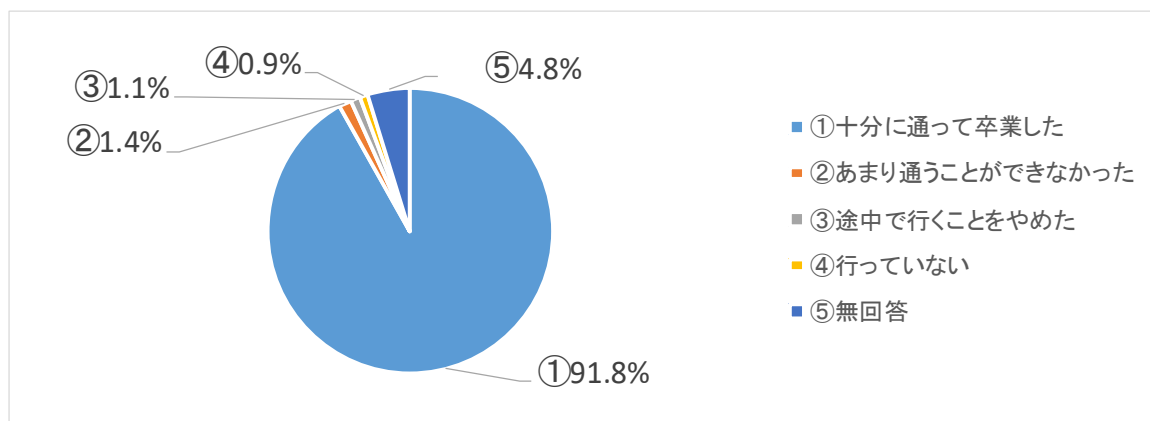
選択肢	回答			年齢別内訳			
				高年齢層		その他世代	
①小学校の勉強も学べるようにしてほしい	20	15.6%	(42)	9	(20)	11	(21)
②じっくり学びたいので4年以上通えるようにしてほしい	13	10.2%	(31)	8	(20)	5	(11)
③早く卒業できるように中2、中3など途中の学年から入学できるようにしてほしい	18	14.1%	(39)	3	(7)	15	(30)
④入学を4月だけでなく、7月や10月などほかの月にも入学できるようにしてほしい	41	32.0%	(86)	7	(22)	34	(61)
⑤保健室の先生などを配置し、相談しやすい体制にほしい	30	23.4%	(64)	3	(13)	27	(48)
⑥その他	6	4.7%	(8)	1	(3)	5	(5)
合計	128	100.0%	(270)	31	(85)	97	(176)

※ （）内は回答総数

⇒ 年齢層にかかわらず、柔軟な入学時期（④）については、高いニーズを示しています。また、高年齢層の方のニーズは、「小学校の勉強も学べるようにしてほしい」（①）や「じっくりと学びたい」（②）、その他世代のニーズは「自らの状況にあった入学の仕組み」（③）や相談体制の充実（⑤）が高くなっています。

(2) アンケートB

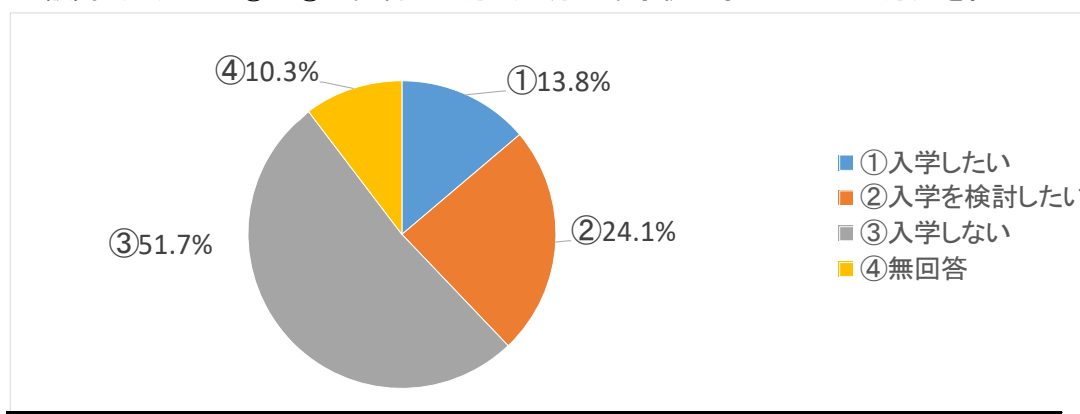
ア あなたの中学校段階（13～15 歳ころに通っていた学校、母国の学校など日本以外の学校も含みます）の通学状況を教えてください。



選択肢	全体回答	
①十分に通って卒業した	769	91.8%
②あまり通うことができなかった	12	1.4%
③途中で行くことをやめた	9	1.1%
④行っていない	8	0.9%
⑤無回答	40	4.8%
合計	838	100.0%

イ 札幌市は、夜に通うことができる、15歳以上の人の学び直しのための中学校を2022年に設置する予定です（授業時間は17時30分～21時頃）。あなたはこの学校に通いたいと思いますか。

※ 設問（2）アで②～④と回答した方（十分に中学校で学べなかった方）を抽出



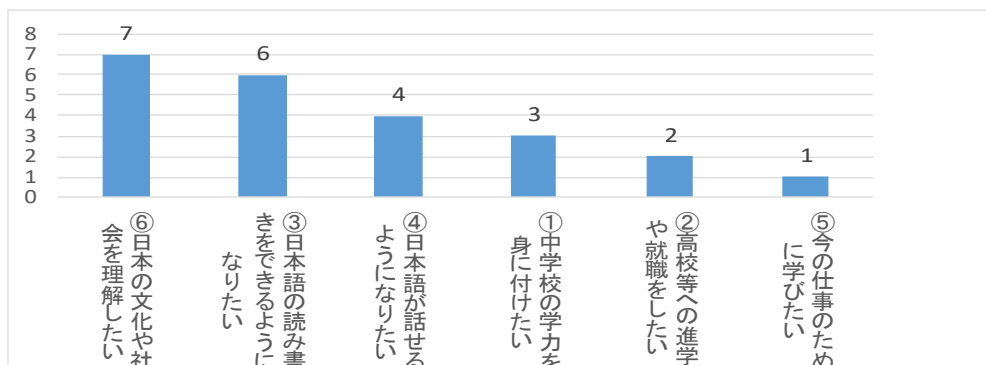
選択肢	回答		
①入学したい	4	13.8%	(61)
②入学を検討したい	7	24.1%	(146)
③入学しない	15	51.7%	(573)
④無回答	3	10.3%	(58)
合計	29	100.0%	(838)

※ （）内は回答総数

⇒ 一般的な入学対象とされる「十分に中学校で学べなかった方」を入学対象として仮定すると、一定のニーズは確認できる一方で、本市においては、十分に中学校で学べなかった外国籍の方の割合は多くないことが読み取れます。

ウ 公立夜間中学に入学したい、または入学を検討したい理由はなんですか。（複数回答可）

※ 設問（２）アで②～④と回答した方（十分に中学校で学べなかった方）を抽出



選択肢	回答		
① 中学校の学力を身に付けたい	3	13.0%	(16)
② 高校等へ進学や就職をしたい	2	8.7%	(19)
③ 日本語の読み書きをできるようになりたい	6	26.1%	(114)
④ 日本語が話せるようになりたい	4	17.4%	(122)
⑤ 今の仕事のために学びたい	1	4.3%	(67)
⑥ 日本の文化や社会を理解したい	7	30.4%	(134)
⑦ その他	0	0.0%	(9)
無回答	0	0.0%	(2)
合計	23	100.0%	(483)

※ () 内は回答総数

⇒ 外国籍市民の方のニーズとしては、日本の文化や社会の理解（⑥）、日本語の読み書き（③）、日本語会話能力の習得（④）が比較的高いことが確認できます。

(3) 札幌市教育委員会が実施したアンケートのまとめ

- ・ 高年齢層（未就学者を含む）、その他世代層（主に不登校経験層と想定）、外国籍層のすべての層に一定のニーズがあると思われます。
- ・ 一方で、一般的に入学対象とされる「十分に中学校で学べなかった方」を入学対象として仮定すると、他都市のように外国籍生徒が8割を占めることにはならないものと想定されます（どの層も一定程度在籍する可能性が高いものと思われます）。
- ・ 高年齢層、その他世代層、外国籍層はそれぞれ、公立夜間中学に求めるニーズに違いがあることがわかりました。

IV 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針

札幌市で設置する公立夜間中学については、札幌市の教育が目指す目標や方向性を整理した「札幌市教育振興基本計画¹¹」や前述の札幌市教育委員会で行ったアンケート、「札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会¹²」（以下、「在り方検討委員会」）での意見を踏まえて以下のような取組を進めます。

1 札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿

『 生徒の誰もが安心して、学びの主角となれる多様性を尊重する学校 』

札幌市においては、様々な理由で学齢期において十分に学ぶことができず、また、その後も学ぶ力を身に付ける機会を得られず、困難を抱えながら生活している方もいます。

また、前述のアンケートによると、札幌市においては、高齢者層、不登校層、外国籍層のどの層にも一定の入学ニーズがあり、以下の通り様々なニーズを持った多様な生徒が在籍することが想定されます。

以上のことから、札幌市の夜間中学は、入学が想定される様々な困りを抱えた生徒の誰もが安心して学びの主角となり、一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくりを進めていきます。

★ 各層ごとの入学ニーズ上位3項目

- 高年齢層（戦後の混乱期等で義務教育を未修了の方を含む）
 - ・ 小中学校の勉強をやり直したい
 - ・ 読み書きを覚えたい
 - ・ 社会常識を身に付けたい
- その他世代層（主に不登校等様々な理由で十分に通学できなかった方）
 - ・ 小中学校の勉強をやり直したい
 - ・ 高校等への進学や就職をしたい
 - ・ 社会常識を身に付けたい
- 外国籍層（主に本国も含めて、義務教育を修了していない方）
 - ・ 日本の文化や社会を理解したい
 - ・ 日本語の読み書きをできるようになりたい
 - ・ 日本語が話せるようになりたい

¹¹ 札幌市教育振興基本計画（詳細は資料6を参照）
P5の脚注7参照

¹² 札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会（詳細は資料4、5を参照）

公立夜間中学の生徒の対象となりうる方々を支援している有識者や学識経験者から、札幌市が設置する公立夜間中学で配慮すべき事項などについて意見を聴取するための委員会

2 札幌市が設置する公立夜間中学の学校づくりの視点

(1) 一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくり

入学対象となる各層から希望の高かったニーズや在り方検討委員会での意見を踏まえ、次の七つの基本的な考え方に基づき学校づくりを進めていきます。

ア 共に学び合いながら、多様性を尊重します

国籍や年齢などの多様な生徒が在籍できるという特徴を生かし、生徒も教職員も共に学び合いながら、互いの多様性を尊重します。

イ 小学校の学習内容を含めた学び直しを実現します

授業時間や授業内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人一人の習熟の度合いや理解の進度に応じた学び直しを実現します。

ウ 基礎・基本を大切にし、実社会で生きる「学ぶ力¹³」を育みます

ICTをはじめ、様々な学習教材を活用し、学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、実社会で生きる「学ぶ力」を育みます。

エ 自己表現力の機会を大切にし、学ぶ喜びと自信につながるよう支援します

教師が生徒の可能性を信じ、学習による伸びを積極的に認めるとともに、言語活動や芸術活動等の自己表現の機会を大切にし、生徒自身が自己の成長を実感することで学ぶ喜びと自信につながるよう支援します。

オ 日本語に不安のある生徒に対して、日本語指導を行います

日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習や学校生活に適応できるよう、日本語指導を行います。

カ 体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます

学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できることなどを意識した学習やソーシャル・スキル・トレーニング¹⁴の手法を用いた学習など体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます。

¹³ 学ぶ力

札幌市教育委員会では、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」を育成するため、「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識及び技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」の学力の3要素をバランスよく育む教育の充実を学校教育の重点に位置付けています。

¹⁴ ソーシャル・スキル・トレーニング

社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせない技能（スキル）を身に付ける訓練のことで、日常の社会生活場面において、現状を察したり、予測したりしながら、相手に不快を与えないなど、相手を意識しながら適切に自己表現をするための技能を身に付けるトレーニングのこと。

キ 進路探究学習¹⁵を通して自分らしい生き方ができるよう支援します

進路探究学習を通じて、卒業後の進路はもとより、学ぶことと自分自身の将来とのつながりを意識し、自らの将来を設計できる能力を身に付けるなど、自分らしい生き方を実現できるよう支援します。

(2) 生徒の誰もが安心して学びの主役となれる学校の環境整備

入学ニーズをもつ方々の高年齢層、不登校層、外国籍層の誰もが、安心して学べるよう、次の五つの考え方に基づき、学ぶ環境を整えます。

ア 少人数指導体制を充実します

学習する教科等によっては、習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を導入したりするなど、教科担当の教員だけではなく、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組みます。

イ 学習支援体制を充実します

学びのサポーター¹⁶などの各種ボランティアと積極的に連携するなどして、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組みます。

ウ 教育相談体制を充実します

養護教諭を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備し、専門家の支援を受けながら、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組みます。

エ 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮します

学びのセーフティネットの役割が求められることから、身体的事情で学校生活を断念することが無いよう、施設・設備の配慮を検討するほか、経済的事情で学校生活を断念することが無いよう、学校行事や教材を工夫するなど生徒が負担する費用の低廉化への配慮に加え、就学援助に類する経済的支援¹⁷の実施についても検討してまいります。また、給食等の提供についても検討してまいります。

¹⁵ 進路探究学習

「自分らしい生き方」と「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を養うことを目的に、生徒一人一人が将来に希望をもち、生き方や進路について考える学習。

¹⁶ 学びのサポーター

市立小、中、高等学校の通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒に、学校での教育活動において必要となる支援を行う有償ボランティアのこと。

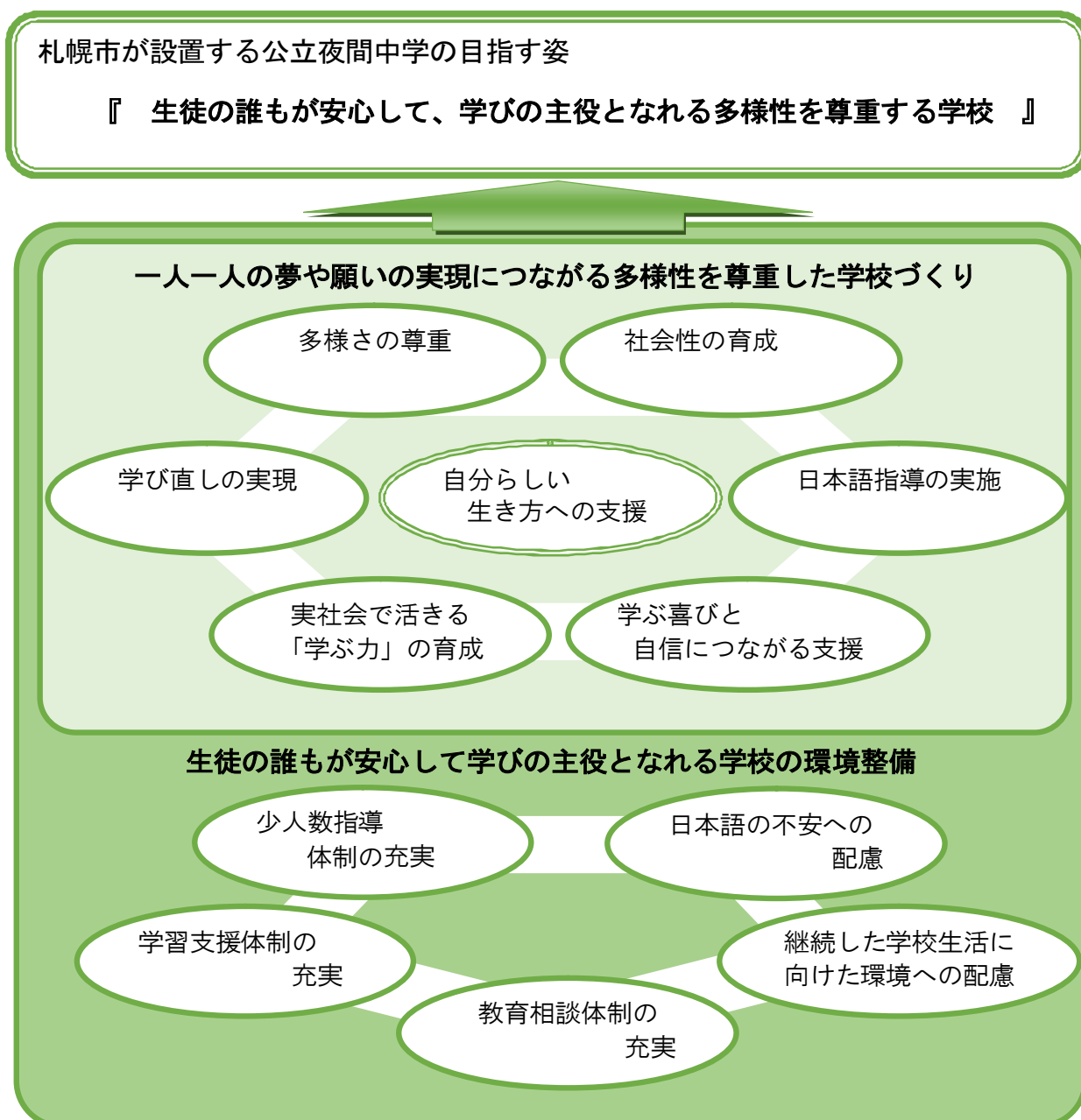
¹⁷ 就学援助に類する経済的支援

就学援助は、学校教育法第19条において、「学齢生徒の保護者」に対して行うものとなっており、学齢期を過ぎた生徒を受け入れる夜間中学には適用にならないことから、文部科学省では夜間中学で行われている経済的支援について、「就学援助に類する経済的支援」と呼称しています。

オ 外国籍生徒の日本語や日本文化への不安に配慮します

日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に
応じた複数の授業を実施するとともに、日本の学校生活に関する相談などにおいて、
適宜通訳等を活用できるような支援体制づくりに取り組みます。

★ 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針構造図



V 札幌市における公立夜間中学の設置の枠組

1 入学対象

以下の全てを満たす人を入学対象とします。

- (1) 学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人
- (2) 中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた人（国籍は、日本国籍、外国籍を問わない）。
- (3) 原則札幌市内に居住する人

※ 公立夜間中学は、現時点では北海道内に1校であることから、北海道教育委員会の協力の下に連携の意向がある近隣市町村に在住の方についても受け入れる方向で調整を進めます。

2 開校年次：令和4年4月

3 設置形態：単独中学校として開設

設置形態については、既存中学校に開設する「二部学級」、本校の中学校と離れた箇所に設置する「分校」、公立夜間中学をひとつの学校として設置する「単独校」という三つの形態がありますが、札幌市では、夜間中学における教育活動の充実と独立性を重視し、単独校で設置します。

※ 国の標準に基づく教職員配置例…学校規模が1学年1学級の場合、中学校併設の二部学級は3～5名、分校は9名、単独校は校長を含めて11名。

4 学校規模：1学年1学級(計3学級)

全国の公立夜間中学の在籍者数の平均が52名程度であることや前述の札幌市で行ったアンケートの結果を踏まえ、学校規模は1学年1学級とします。

5 設置場所：札幌市立資生館小学校内に設置

市内全域からのアクセスが便利であること、校舎がバリアフリーであり、大幅な施設改修が不要であることや、現在活用可能なスペースがあり、早期開設が可能であることなどを勘案して札幌市立資生館小学校の校舎の一部を活用して開校します。

6 修業年限：3年(在籍上限原則6年)

修業年限は、通常の中学校と同じく3年ですが、前述の札幌市で行ったアンケートの結果からも、じっくり学ぶことを望むニーズが確認され、また、小学校からの学び直しを希望する層も一定程度いることから、原則として最長6年までの在籍を可能とします。

7 入学時期：9月までを入学可能期間とする

アンケート結果からも柔軟な入学制度に対する要望が大きいことが確認されました。その一方で、年度の途中からの入学については、年間で参加できる授業時数が少なくなること懸念されるため、上半期に当たる9月まではいつでも入学できることとします。

8 編入学対応：中学2年、中学3年からの編入学も可能とする

一人一人の学習歴や入学時点での学習習得状況を踏まえるとともに、高等学校等への進学や就職などを目指す生徒に適切な学びの期間を設定する観点から、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とします。

VI その他

1 関係機関等との連携

以下の団体を含めて、様々な関係機関や各種団体との連携を検討してまいります。

(1) 札幌市若者支援総合センター

様々な悩みを抱える若者（義務教育終了から 39 歳）及びその家族の相談に応じる取組を行う機関です。入学希望者への情報提供及び学校生活支援、進路探究学習の具体的な取組について連携してまいります。

(2) 公益財団法人 札幌国際プラザ

国際都市札幌の特性を生かした様々な交流や多文化共生を進める組織です。外国籍の方に対する支援の在り方について連携してまいります。

(3) 札幌遠友塾（自主夜間中学）

指導実績 30 年を超える札幌市内にある自主夜間中学です。指導方法に係る学び合いを含めて連携してまいります。

(4) 市立札幌大通高等学校

午前部、午後部、夜間部の三部制を取り入れ、生徒の多様な学習ニーズに応える教育を行う札幌市立高校です。ともに多様性を重視する学校として、卒業後の支援の在り方を含め、様々な教育活動について連携してまいります。

2 継続的な改善への取組

公立夜間中学は、札幌市として初めて設置する学校であり、主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。そのため、開校後も学校評議員制度¹⁸などを積極的に活用し、より広範な関係者の意見を聞きながら継続的に学校の運営状況を把握し、適宜改善に向けた取組を進めてまいります。

3 研修体制の整備と他の市立学校への理念の普及

公立夜間中学に勤務する教員への研修体制を充実させるとともに、他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や市立小学校等との人事交流を進めるなどして、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めてまいります。

¹⁸ 学校評議員制度

学校評議員は、地域に開かれた学校づくりの推進のために、学校運営に意見を述べる方のことで、規則で各学校に置くことができるとされています。学校評議員制度は、全ての市立小、中学校で実施されています。

4 市民への広報・周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、外国語版パンフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、夜間中学を広く理解していただくことを目的に市民への広報についても行ってまいります。

資 料 編

<資料1>

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について（出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改定版）」）
..... P28

<資料2>

夜間中学における教育課程の特例について（出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改定版）」） P29

<資料3>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（文部科学省通知）
..... P30

<資料4>

札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会 委員名簿 P32

<資料5>

札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会が出された意見の概要 P34

<資料6>

札幌市教育振興基本計画【概要版】 P40

<資料7>

札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する御意見の概要と札幌市の考え方（概要版） P48

教育機会確保法の概要

■義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられている。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 都道府県の知事及び教育委員会
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
 - 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

- 協議会で協議等を行う内容としては、例えば、
 - ・ 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
 - ・ 夜間中学の対象者
 - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - ・ 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
 - ・ 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
 - ・ いわゆる自主夜間中学等への支援 などが考えられる。
- 協議会の設置については、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待される。

夜間中学における教育課程の特例について (学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成するものとする。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第 21 条に規定）を達成するうえで必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第 5 6 条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第 5 6 条の 4、第 7 9 条、第 7 9 条の 6、第 1 0 8 条第 1 項及び第 1 3 2 条の 5

※ 本制度は平成 2 9 年 3 月 3 1 日から適用

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）」が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 (第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係)

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において，学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条，第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し，これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては，小学校学習指導要領，中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ，次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は，各教科等の内容のうち，当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において，特別の教育課程を編成するに当たっては，小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては，当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第 2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際，実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については，当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については，不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から，昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には，夜間中学で受け入れることも可能であるが，不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には，本規定ではなく，学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき，特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は，既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に，学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は，当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
◎ 引地 秀美	国立大学法人北海道教育大学札幌校特任教授
○ 篠原 岳司	国立大学法人北海道大学大学院教育学研究院准教授
工藤 慶一	札幌遠友塾元代表・北海道に夜間中学をつくる会共同代表
松田 考	札幌市若者支援総合センター館長
長谷川 恵美	公益財団法人札幌国際プラザ多文化交流部長
橋本 隆	札幌市立東白石小学校校長
須藤 勝也	札幌市立啓明中学校校長
網谷 和彦	市立札幌大通高等学校校長

(以上8名、敬称略)

※◎：委員長、○：副委員長

在り方検討委員会における意見の概要

1 札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿

【学校の方向性】

- 最も重要なのは、2022年4月に公立夜間中学が設置されることである。そのため、今回の開設の時点では実現できないこともあるが、この学校は開校時の姿が最終完成形ではないので、開校後も実践しながら考えて、常に対応しながら作っていくという姿勢が大切である。
- アンケートに答えられなかった人もいるものと考えられることから、開校後にも個別のニーズに対応していくことが大切である。
- 学校だけでは、対応が難しい内容もあるので、外部機関も活用しながら、市民総動員で取り組んでいく姿勢が必要である。
- 不登校生徒には、家庭の協力が欠かせないことから、「家族への支援」や「家族との関わり」という部分を意識することが必要である。
- 家庭環境等も含めて、様々な理由で不登校を経験している生徒がいるので、本人が大人になって学び直しを希望するときに受け止めてくれる学校になってほしい。
- 「疎外されている」「抑圧されている」と感じている方に学びの場を提供し、将来的に社会づくりに貢献してもらうようなことを目指すと良い。
- 子どもの権利条例のある札幌において、夜間中学には学び、自分の意見を表明するなどの自分の権利を取り戻すという役割がある。そのため、生徒が学校づくりに参画できる仕組みを整え、学ぶ生徒が主役になる学校づくりが重要である。

【学びの方向性】

- この学校は生徒に自立を促すことが重要であるとともに、設立される夜間中学は公立中学校でもあることから、札幌市教育振興基本計画に札幌市の教育が目指す人間像として示される「自立した札幌人」にあるように「自立」の要素は必要である。
- 様々な困難を抱えた方に学ぶ楽しさや喜びを感じてもらう必要があることから、札幌市の基本施策に「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」とあるように、目指す姿には「学ぶ喜び」「学ぶ楽しさ」といった考え方も入ると良い。
- 個々のニーズに対応することも重要であるが、夜間中学には様々な生徒がいることから、札幌市の基本的方向性にも「共に生きる力を培う」とあるように、「共に学

ぶ」「協働性」「共生」という考え方も入ると良い。

- 学校は勉強だけするところではなく、仲間づくりや協働することについても学んでいくところ。この学校でも学校行事などをうまく活用して、様々な生徒が共生できる学校になれば良い。

【外国籍生徒への対応】

- 無料で学べる日本語学校ではなく、中学校等の教科指導を行う学校であることを正しく知ってもらうことが必要である。
- 日本に来てよかったのだろうかと思慮外国籍の方もいるので、現地で義務教育を十分に受けられていなかった方に安心して学べる場を提供することで、日本に来てよかったと思えるようにするというのも公立夜間中学の役割である。

2 目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点

2-（1）学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方

【学びの考え方】

- 言語や芸術活動など、表現することを大切にする学校であってほしい。自分を表現しても大丈夫だという安心感が持てることと、自分を表現するための技術が身に付くと良い。
- 夜間中学においても、学校行事をはじめ、自治的活動を学ぶ生徒会活動、話合いで合意形成を学ぶ学級活動、外部講師を活用したキャリア教育などの特別活動や総合的な学習などにおいて、学び合って育つ、協力しながら学び合うことが重要である。
- 「基礎・基本の定着」だけではなく、札幌市が掲げている学ぶ力（「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現」「自ら学ぼうとする意欲」）を意識して取り組むと良い。
- 夜間中学に通う生徒には、「支える」「励ます」という対応が重要であり、場合によっては本人に同行する等、積極的に関わっていく必要がある。
- 遠友塾に携わっているスタッフは、人格や倫理観を受講者から学ぶことが多い。公立夜間中学においても、先生も生徒も共に学ぶという意味の「学びとともに生きる」という遠友塾の取組を参考にしてほしい。
- 公立夜間中学のアンケートからは、高校への進学や就職というニーズがあるので、

「卒業後の進路支援」も重要である。

- 札幌市では中学校でもキャリア教育を重視しており、高校進学だけではなく、進路探究学習という呼び方で生き方指導を大切にしている。公立夜間中学においても自分はどういう資質・能力が身に付いているのか自覚するなどの自分を理解する力を育むことは重要である。
- 在籍する生徒は、様々な学びのスピードが想定されるので、在籍年数を3年以上にすることが必要である。

【教材や教材開発について】

- 遠友塾では多くが自作したプリントで授業を行っている。また、東京の公立夜間中学で開発された漢字に不自由を抱えている方の「生活基本漢字」という教材は、日常生活に必要な漢字に特化した教材で、外国籍生徒にも適している。このような自作教材は全国に存在しているので、活用していくと良い。
- 基本的に教材には振り仮名が必須になると考えるが、特に困るのは振り仮名が無く、文字が小さい地図帳である。デジタル地図帳が使えるようになると便利である。
- ICTの活用においては、生徒の個別学習に活用できるが、実物投影機で教師が書き順を見せたり、教科書等を映したりするなど、映像の効果を生かすことができる。
- ICTの活用にあたっては、効果的・効率的な学びの実現のためだけではなく、情報リテラシーを習得することも必要である。
- 様々なICT教材が開発されていることから、適宜情報を収集することが重要である。
- 主に小学校では、わかりやすい授業を実現するために、1時間ごとに構成を考え、黒板の書き方も1枚に納まるように考えている。そのような取組は公立夜間中学にも役立つと思うので、単元の開発にあたっては、小学校の先生の力も活用してほしい。

【外国籍生徒への対応】

- 全く日本語ができない場合に、東京や大阪では3か月集中的に日本語を教える機関がある。その後、更に学ぶため、公立夜間中学に入学することがあるので、そのような外部機関と連携を取れると良い。
- 大通高校にも全く日本語ができない生徒が入学してくるが、日本語をおよそ1～2年程度重点的に学ぶことで、学習についていけるようになる。大通高校ではその後、3～4年程度で高校を卒業している。

【夜間中学の理解や啓発について】

- 夜間中学に行きたくても、家族等の反対から行けなくなる例があると聞いた。夜間中学という場を整備することは重要であるが、本人の理解とともに家族が正しく理解するなど、社会全体の理解が進むような取組も必要であり、開校後も啓発を続ける必要がある。
- 若者が通う場合、通えなかった期間を埋め合わせるだけではなく、通うことでどのような未来が見えるようになるのかについて伝えていかないと、一定の時間をかけて夜間中学に行くメリットを感じてもらうことはできない。「社会の中で自己実現できるような力が付く」など、キャリア形成のステップアップになるというようなメッセージが必要である。
- 伝え方によっては、夜間中学への偏見を助長したり、日本語学校だと思われてしまったりする可能性もあることから、対象者への伝え方については、丁寧な検討が必要である。

2－（2）安心して学べる体制づくりの基本的な考え方

【学びの体制等】

- 教員の配置数を定める標準法を勘案しながら、どれだけ多くの教員が配置されるかが重要で、教育課程の編成に大きく関わってくる。
- 少人数指導体制の充実は非常に重要であり、遠友塾の経験を踏まえると、最大でも1クラス20名程度が限界である。
- 全道的に小規模校が増えてきており、教員の業務内容は規模によって大きく変わらないことから、夜間中学を含めて小規模校は運営が厳しい現実がある。教員の配置数を定めた標準法ができた時から時間が経っていることから、工夫して教員数を増やすなど、現状に合わせていくことが必要である。
- 夜間中学において養護教諭の配置は極めて重要である。スクールカウンセラーなどの相談体制の充実も欠かすことができない。
- 学校では、保健福祉局が作成した「サポートファイルさっぽろ」を使い、個別の指導計画を作って、家庭、本人、学校などの関係機関が連携して対応している。公立夜間中学においても参考になる。
- 全員に必要なわけではないが、外国籍の方に概念等を正しく学ばせるためには、第1言語となる母国語による指導も必要なこともあるため、導入について検討すべき。

【困りへの支援】

- 車椅子の方も通うことが想定されることから、設備の配慮が必要である。
- 就学援助については、公立夜間中学においても必要である。特に通学圏が広がることを想定されるので、交通費が通学することの障がいとならないように、通学費を援助することは必要である。また、通学への困難さをもつ人にとっても、通学費に関する援助は必須である。
- 他都市の夜間中学では給食や補食を行っている学校もあることから、可能であれば、家庭的な潤いとしてあっても良い。
- 今回の学校設置にあたって、柔軟な入学時期の設定など、希望する方の入りやすいルールづくりに特に期待している。

2－（3）その他必要な取組について

- 開設の段階で検討中となったことが継続して改善されない状況は望ましくないため、開設後も学校評議員制度などの協議会を活用して、継続的に検討できる体制が必要である。
- 京都市の洛友中学校は、昼間は不登校特例校（昼間部）で、夜間中学（夜間部）も設置されている。昼間部の生徒と夜間部の生徒と一緒に学ぶ時間帯も設定しており、効果を挙げていると聞いている。札幌市でも将来的に検討していく必要がある。
- 中学校でも様々な不登校への対応をしているが、それでもうまくいかない場合にどのように夜間中学に繋げるかということも考えなくてはならない。
- 夜間の定時制高校においては、放課後の時間が活用できないため、授業の前の時間を使って、生徒への個別対応を行っていた。夜間中学においても始業前の時間を有効に使うことができる。
- 公立夜間中学の設置に当たっては、教員養成も非常に重要であることから、夜間中学に勤務する教員に対する研修や夜間中学に対する理解を進めるため全ての教員に伝わるような研修を適切に行うとともに、教員養成の段階から、大学等とも連携しながら進めるべき。特に、開校準備として前年度に研修を実施できると、円滑な開校につながる。
- 仕事で在住している外国籍の方には、配偶者や家族の方に学びのニーズがあるが、夜に通えないことも想定されることから、可能であれば昼間の授業もできると良い。
- 国から「日本語教育の推進に関する基本方針」が示され、自治体で日本語教育を行

うことが義務付けられた。日本語教育の全てを夜間中学で担うことにはならないので、札幌市の日本語教育において、どの部分を夜間中学が担うのか明確にすべき。

札幌市教育振興基本計画

《改定版》

札幌市教育ビジョン

【2014～2023年度】

札幌市教育アクションプラン(後期)

【2019～2023年度】

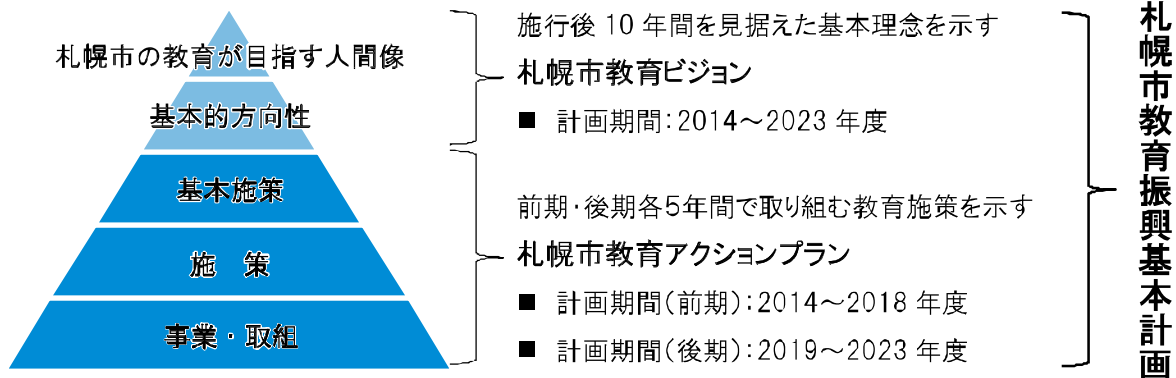
概要版



札幌市教育振興基本計画について

札幌市教育振興基本計画は、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指しています。

札幌市教育振興基本計画<改定版>は、2019年度以降5年間の教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン（後期）」の策定に伴い、2014年4月に施行した札幌市教育振興基本計画を改定したものです。



教育を取り巻く現状

教育を取り巻く社会経済情勢

(1) 人口動態・年齢構成

- 将来的な人口減少や、少子高齢化の進行

(2) 家族形態と地域社会

- 三世帯世帯の減少やひとり親世帯の増加など家族形態の変化
- 生活習慣や価値観の多様化などによる、地域における人と人とのつながりや支え合いの希薄化

(3) 社会・経済状況

- グローバル化の進展や技術革新の加速
- 子どもの貧困対策の要請
- 多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働解消の要請
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進

(4) 自然災害の状況

- 北海道胆振東部地震等の経験を生かした、災害に強いまちづくりの要請

国における教育目標・教育政策の動向

(1) 教育基本法（最終改正：2006年12月）

教育の目的（第一条）及びそれを実現するための教育の目標（第二条）を掲げています。

(2) 教育関連法（直近5年間の主な制定・改正）

施行	法律名	概要
2015.4	学校図書館法(改正)	学校司書設置の努力義務化 など
2016.4	学校教育法(改正)	小中一貫教育を行う義務教育学校の制度化 など
2017.2	義務教育段階における普通教育に相当する教育の 機会の確保等に関する法律(制定)	不登校児童生徒等に対する支援及び夜間中学における就学の 機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
2017.4	教育公務員特例法(改正)	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを 踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	学校運営協議会の設置の努力義務化 など

(3) 幼稚園教育要領・各学習指導要領

2017年3月以降、各学習指導要領等の改訂が順次公示されました。

(4) 教育振興基本計画

2018年6月に、「第3期教育振興基本計画」が策定されました。

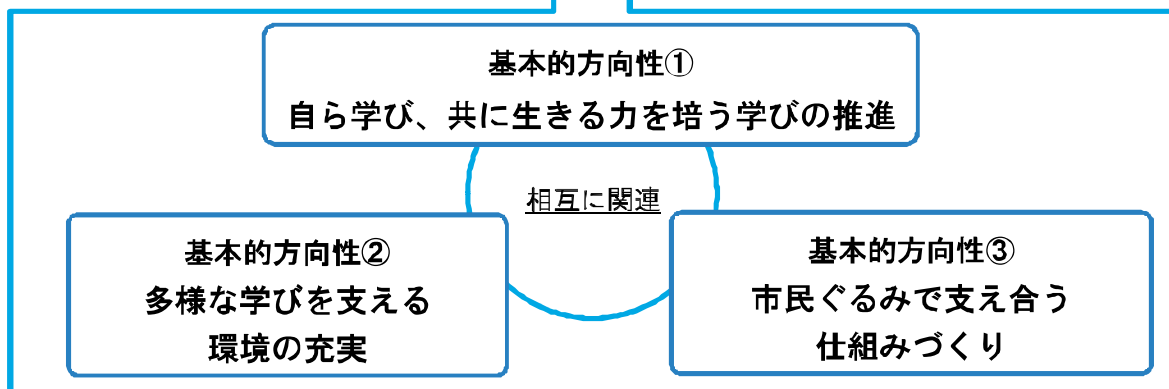
札幌市教育ビジョン

札幌市の教育が目指す人間像

自立した札幌人 すなわち…

未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

三つの基本的方向性に沿って教育施策を展開することで、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現



「自立した」とは？

「自立した」とは、幼児期から育まれる自己肯定感や自己有用感を土台とし、発達の段階に応じて、様々な社会体験を通じ、自らの人生を自らの責任で引き受け、一人の人間として生きる自覚をもち、未来に向かって行動していくことです。

更に、本計画では、他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、共に支え合いながら生きていく「共生」の思いを併せもつことをも含みます。

「札幌人」とは？

「札幌人」とは、札幌の豊かな自然や社会、文化の中で、学び、生活する経験を通して育まれる創造力や豊かな心などの総合的な素養を生かし、ふるさと札幌への思いを心にもち、伝統や文化を尊重しながら、国際的な視野をもって、札幌をはじめ様々な地域や国で活躍する人のことです。

札幌市教育アクションプラン（後期）

前期の振り返り

前期においては、様々な施策を展開し、一定程度の成果や効果を得ることができました。しかし、個別の事業・取組に着目すると、過渡期のものや、更なる工夫・改善の余地があるもののほか、一部の成果指標で、現状値が当初値に比べ目標値から遠ざかっているものがある状況です。

重要項目

教育を取り巻く現状や前期の振り返りを踏まえ、特に力を入れて取り組む項目を設定しました。

1 「学ぶ力」の育成（関連施策：1-1-1）

分かる・できる・楽しい授業や課題探究的な学習の推進などを通して、「学ぶ力」の3要素である「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識及び技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」をバランスよく育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進
- 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進
- 「算数にーごープロジェクト」の推進

2 「健やかな体」の育成（関連施策：1-1-3）

生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『健やかな体』の育成プラン」の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 中学校運動部活動における外部人材の活用



3 命を大切にす指導の充実（関連施策：1-2-1）

命はかけがえのないものであることを理解し、自分や他者の生命を尊重することができるよう指導の充実を図ります。

《主な事業・取組》

- 道徳教育の充実
- 子どもを共感的に理解するための教員研修等の充実

4 進路探究学習の充実（関連施策：1-1-5）

主体的に自己の進路を選択するとともに、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 小・中学校における進路探究学習の充実
- 市立高等学校における進路探究学習の充実
- 特別支援学級・特別支援学校における進路探究学習の充実

5 札幌らしさを生かした学習活動の推進（関連施策：1-3-1）

「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園・学校で推進するなど、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。

《主な事業・取組》

- 「雪」に関する学習活動の推進
- 「環境」に関する学習活動の推進
- 「読書」に関する学習活動の推進
- 「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実



6 国際性を育む学習活動の推進（関連施策：1-3-2）

日本の伝統と文化を理解し大切にするとともに、世界の人々の多様な文化や生活習慣、価値観を理解し尊重する態度など、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 国際理解に関する体験的な活動の推進
- 外国語指導助手（ALT）の活用
- 英語専門教師による小学校の英語教育推進体制の充実

7 生涯学習環境・体制づくり（関連施策：2-2-1）

生涯学習センターや図書館をはじめとする生涯学習関連施設において、時代の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習環境づくりを進めるとともに、誰もが利用しやすい施設整備やサービス・機能の向上を図ります。

また、生涯学習センター・図書館・学校図書館の連携を強化し、より身近な地域での生涯学習環境を整えます。

《主な事業・取組》

- 図書館を活用した身近な地域における生涯学習環境の充実
- 「札幌市図書・情報館」のサービスの充実



8 安心して学ぶための支援（関連施策：2-4-1）

誰もが不安や悩みを抱えることなく安心して学び、自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。

《主な事業・取組》

- 相談支援パートナーの活用
- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 公立夜間中学の設置に係る検討

9 地域に開かれた園・学校づくり（関連施策：3-1-1）

地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や地域への愛着心を育みます。

《主な事業・取組》

- サッポロサタデスクールの推進
- 学校運営協議会制度の導入に係る検討



施策体系

2019年度からの5年間で取り組む教育施策を設定しました。これらの施策に基づき、学校教育・生涯学習に関わる多様な事業・取組を展開します。

基本的方向性	基本施策	施策		
1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進	1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進	1 「学ぶ力」の育成	重要	
		2 幼児期の教育の充実		
		3 「健やかな体」の育成	重要	
		4 科学的リテラシーの育成		
		5 進路探究学習の充実	重要	
		6 生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力の育成		
	2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進	1 命を大切にす指導の充実	重要	
		2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進		
		3 未来へつなげる思いを育む学習活動の推進		
	3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進	1 札幌らしさを生かした学習活動の推進	重要	
		2 国際性を育む学習活動の推進	重要	
	4 特別支援教育の充実	1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実		
		2 早期からの継続した相談・支援の充実		
	5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進	1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進		
	6 一貫性・連続性のある教育活動の充実	1 校種間連携の推進		
	2 多様な学びを支える環境の充実	1 安全・安心で豊かな教育環境づくり	1 学校教育環境の整備・充実	
			2 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備	
			3 学校図書館の機能強化	
4 安全・安心な学校給食の提供				
5 安全教育と子どもの安全管理の推進				
2 生涯学習を支える環境づくり		1 生涯学習環境・体制づくり	重要	
3 教職員が力を発揮できる環境づくり		1 教職員の資質・能力の向上		
		2 教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり		
4 学びのセーフティネットの充実		1 安心して学ぶための支援	重要	
		2 学びを支える経済的支援		
5 教育の情報化の推進		1 教育活動におけるICT活用の推進		
		2 校務の情報化の推進		
3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり		1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり	1 地域に開かれた園・学校づくり	重要
			2 地域の教育力の活用	
			3 親子の育ちの支援	

※ **重要** は、3、4ページで示した重要項目に関連する施策です。

成果指標

進行管理の参考とするための成果指標を設定しました。

	成果指標	現状値	目標値
1	難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合	小 6 74.2 % 中 3 68.8 % 高 2 62.9 %	小 5 78.0 % 中 2 72.0 % 高 2 67.0 %
2	将来の夢や目標をもっている子どもの割合	小 6 83.2 % 中 3 70.3 % 高 2 72.2 %	小 5 86.0 % 中 2 72.0 % 高 2 76.0 %
3	1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小5男 6.0 % 小5女 11.4 % 中2男 10.5 % 中2女 25.7 %	小5男 5.0 %未満 小5女 9.0 %未満 中2男 8.5 %未満 中2女 23.0 %未満
4	読書が好きな子どもの割合	小 6 77.5 % 中 3 76.4 % 高 2 72.2 %	小 5 79.0 % 中 2 78.0 % 高 2 75.0 %
5	自分にはよいところがあると考えている子どもの割合	小 6 83.1 % 中 3 79.6 % 高 2 66.3 %	小 5 84.0 % 中 2 80.0 % 高 2 70.0 %
6	人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合	小 6 71.9 % 中 3 68.0 % 高 2 49.3 %	小 5 73.0 % 中 2 70.0 % 高 2 56.0 %
7	札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合	小 5 91.3 % 中 2 84.5 % 高 2 78.7 %	小 5 92.0 % 中 2 86.0 % 高 2 84.0 %
8	外国の人と交流したいと思う子どもの割合	小 5 79.9 % 中 2 63.2 % 高 2 64.8 %	小 5 83.0 % 中 2 65.0 % 高 2 69.0 %
9	特別な教育的支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合	74.7 %	100 %
10	さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合	85.1 %	90.0 %
11	区図書館の利用に満足している利用者の割合	91.4 %	92.0 %
12	子どもが参加する校種間連携を実施している学校の割合	小学校 99.0 % 中学校 91.7 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
13	子どもが自ら身を守ろうとする態度や能力を育む安全教育を実施した学校の割合	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
14	小・中学校における特別支援学級の整備率	小学校 92.6 % 中学校 84.8 %	小学校 93.0 % 中学校 85.0 %
15	生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合	86.0 %	90.0 %
16	研修の成果を活用できると答えた教職員の割合	98.9 %	100 %
17	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学校 93.9 % 中学校 86.5 % 高 校 88.8 %	小学校 96.0 % 中学校 90.0 % 高 校 90.0 %
18	不登校児童生徒の在籍率	1.76 %	1.60 %未満
19	授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合	71.6 %	77.0 %
20	保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合	小学校 91.2 % 中学校 81.8 %	小学校 95.0 % 中学校 85.0 %
21	家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合	小 6 78.8 % 中 3 74.8 %	小 5 80.0 % 中 2 77.0 %

× 現状値：2018年10月までに把握した最新値

× 目標値：2023年度までに到達を目指す数値

× 成果指標1、2、4、5、6、21の小学6年生及び中学3年生の実態については、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問項目を活用して把握していましたが、2018年度の調査において、一部項目の変更及び削除があり、また、2019年度以降の調査において設定される項目についても見込むことができない状況です。そのため、2018年度以降は、札幌市教育委員会が独自で実施している既存の調査を活用するなどし、子どもの実態把握を継続します。ただし、既存の調査は、小学5年生及び中学2年生を対象としていることから、目標値における対象学年を「小5」「中2」に変更しています。

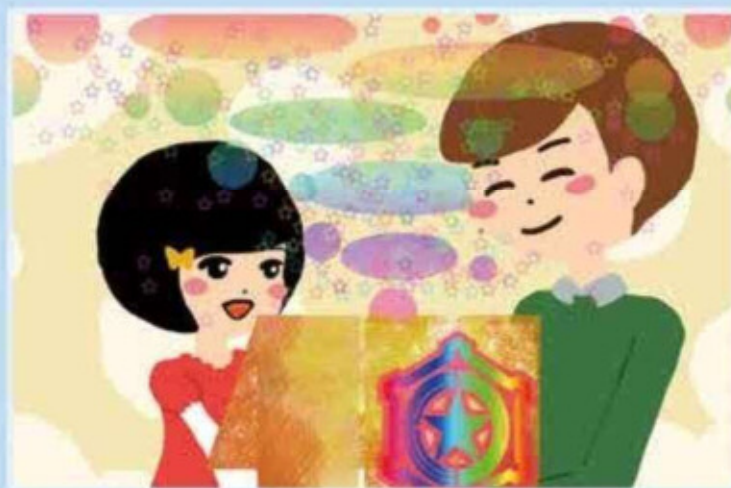
計画の推進に当たって

進行管理

- PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）】の考え方に基づく進行管理を実施します。
- 進行管理に当たっては、「教育委員会事務点検・評価」を活用します。

市民及び関係機関等との連携・協働

- 家庭・地域住民、大学等の教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、教育の更なる充実を目指します。
- 札幌市の関係部局との組織横断的な取組を展開するとともに、国、北海道及びその他関係機関等と連携・協力を図ります。



札幌市教育振興基本計画<改定版> **概要版** 【札幌市教育ビジョン・札幌市教育アクションプラン(後期)】

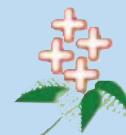
2019年3月発行

<編集・発行>

札幌市教育委員会生涯学習部総務課教育政策担当

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル

電話番号 (011)211-3829 ファクス番号 (011)211-3828



さっぽろ市
02-S01-18-2756
30-2-1670

札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する御意見の概要と札幌市の考え方（概要版）

1 意見等の募集について

(1) 募集期間

令和3年（2021年）2月4日（木）～令和3年（2021年）3月5日（金）

(2) 募集内容

- ・札幌市公立夜間中学設置基本計画（案）に対する意見
 - ・本基本計画（案）に基づき、令和4年4月に開校を予定している公立夜間中学の校名案
- ※計画に対するご意見と校名案のどちらか一方の提出でも可。

(3) 募集方法

持参・郵送・ファックス、電子メール、札幌市ホームページの入力フォーム

(4) 資料配布・閲覧場所

- 札幌市教育委員会学校教育部教育推進課
- 札幌市役所2階 市政刊行物コーナー
- 各区役所総務企画課広聴係
- 各まちづくりセンター
- 市立中央図書館・地区図書館
- 札幌市の公式ホームページ など

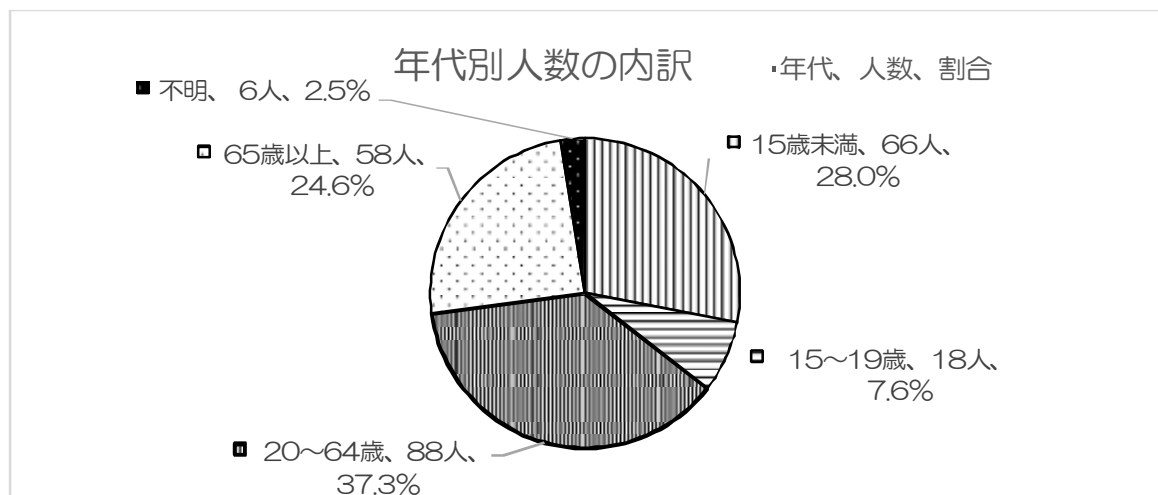
2 意見等の結果について

(1) 意見提出者数・意見件数

意見提出者数	236人
意見件数	444件

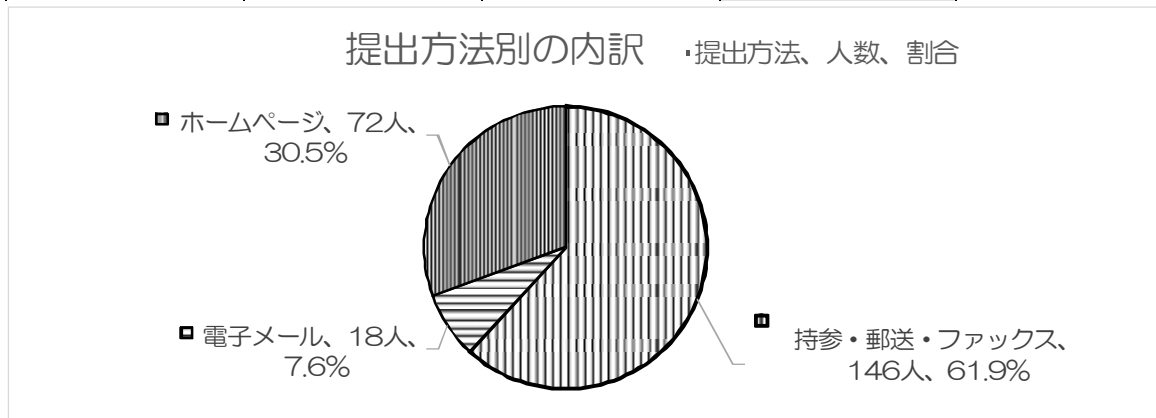
(2) 年代別内訳

年代	15歳未満	15～19歳	20～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	66人	18人	88人	58人	6人	236人
件数	70件	25件	169件	169件	11件	444件



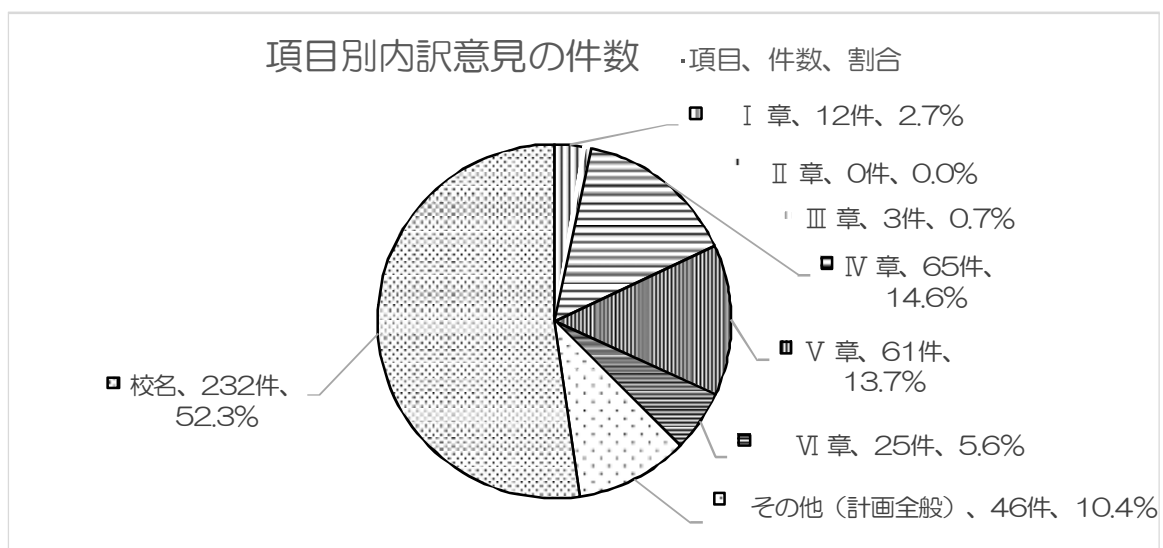
(3) 提出方法別内訳

意見提出方法	持参・郵送・ファックス	電子メール	ホームページ	合計
提出者数	146人	18人	72人	236人
構成比	61.9%	7.6%	30.5%	100.0%



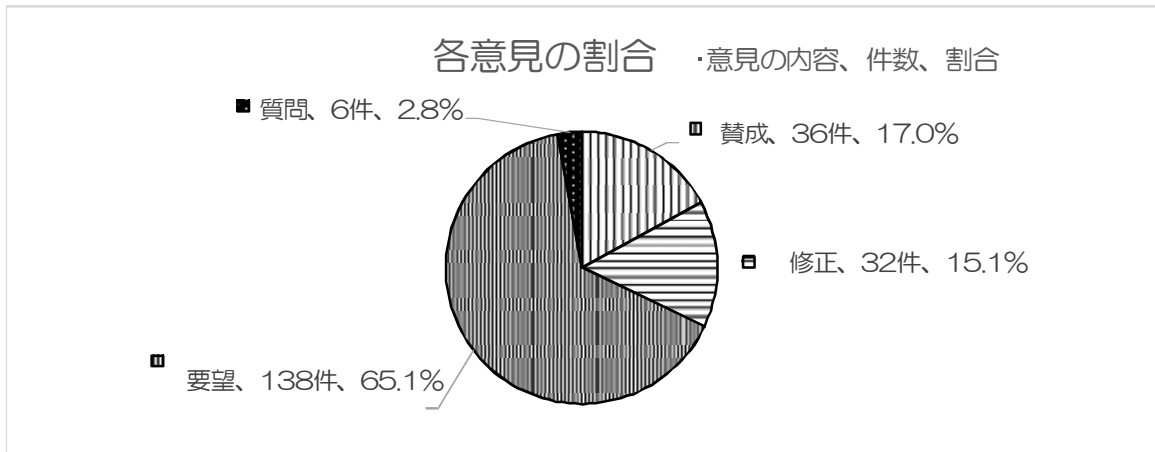
(4) 項目別内訳

項目	意見件数	構成比
I 章	12件	2.7%
II 章	0件	0.0%
III 章	3件	0.7%
IV 章	65件	14.6%
V 章	61件	13.7%
VI 章	25件	5.6%
その他（計画全般）	46件	10.4%
校名	232件	52.3%
合計	444件	100.0%



(5) 各意見（校名を除く）の割合

意見の内容	意見件数	構成比
賛成	36件	17.0%
修正	32件	15.1%
要望	138件	65.1%
質問	6件	2.8%
合計	212件	100.0%



(6) 意見の詳細

いただいた意見の詳細及び回答については、詳細版として札幌市公式ホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kihonkeikaku.html>

3 修正意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

章(項)	主な意見の概要	回答
IV 2 (1)イ	<p>よく「学び直し」という表現が使われているが、それだと、「かつて学んだけれど年月を経てもう一度学んでみたい」という意味であるとの誤解を生み、「生涯学習の場」とであると混同される可能性がある。公立夜間中学は、かつて「学べなかった」「『学ぶ』という当然の権利を行使できなかった」人たちが、「義務教育に相当する『学び』という当然の権利」を受けられる場であることをより明確にするべきだと思う。そのため、ここで述べられている内容は「学び直しの実現」ではなく、「個々に応じた学びの実現」が適当だと思う。</p>	<p>ご指摘の通り、公立夜間中学は、生涯学習機関ではなく学校教育機関であり、入学対象において、「学齢期を過ぎた方で中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校の理由により、十分に学ぶことができなかった人」と明確にしております。一方、当該項目では、中学校であっても、個にに応じて、小学校の学びを行うことを分かりやすく表現するために「学び直し」としております。そのため、記載内容は修正しませんが、誤解が生じないように、適宜、説明してまいります。</p>
IV 2 (1)エ	<p>生徒は、学べなかったことを自分の責任として捉えていることが多く、夜間中学に通うことを周囲にすぐには明らかにできない場合もある。歴史や社会情勢の中で、学べなかったのは決して自分の責任ではないと理解して、自己の生き様を肯定的に捉え、さらに成長を実感できる学びの場をつくれることが重要ではないか。このため、「自己の成長を実感」を「自己の生きてきた過程を肯定し成長を実感」にしてほしい。</p>	<p>公立夜間中学の学びを通して自己の成長を実感するためには、自己肯定感が大切であると考えています。ただ、現在の自己を肯定するために、必ずしも、自己の生きてきた過程を全て肯定することが必要なわけではなく、過去の捉え方は、各人各様であって良いと考えています。そのため、記載内容は修正しませんが、過去、学ぶことができなかった理由の如何に関わらず、公立夜間中学での学びを通して、現在の自己を肯定するとともに、成長を実感できるような学校づくりに取り組んでまいります。</p>
V 1	<p>入学対象に、「全日制の公立中学校に通っている生徒も学びを希望すれば入学可能」や「満15歳以下の人の入学について、今後の検討課題とする」という言葉を入れてほしい。 (他同趣旨8件)</p>	<p>公立夜間中学において、学齢期の生徒を入学対象とする場合には、不登校特例校の指定を受ける必要があることから、すでに札幌市で実施している施策との兼ね合いを整理したうえで、改めて、その効果や影響等を検討する必要があります。そのため、現在の基本計画の段階で、学齢期の生徒に関することまで言及することは、難しいと考えています。</p>
V 1	<p>札幌市外に住んでいる場合、この文章では、自分が住んでいる市町村に負担をかけるのではないかと、手を上げづらく感じるため、「原則札幌市内に居住する人」に「札幌市立ですが、札幌市内に住んでいる方だけでなく、札幌市以外に住んでいる方も応募できます。」や「なお、札幌市以外に住んでいる方も応募できます」と加えてほしい。 (他同趣旨1件)</p>	<p>札幌市が設置する公立学校であるため、第一義的には、札幌市内に居住する人が入学対象になることから、このように表現しています。そのため、記載内容は修正しませんが、現在、近隣市町村にお住まいの方の受け入れに関して、関係機関と調整を進めているところであり、8月の入学説明会までには、受け入れ可能な市町村を明確にするとともに、入学募集パンフレット等においては、安心して応募できるよう、表現方法を工夫してまいります。</p>

章（項）	主な意見の概要	回答
V 1	誰でも入れるようにし修正してほしい。	公立夜間中学は、生涯学習機関ではなく学校教育機関であり、過去に何らかの事情で、義務教育を十分に受けることができなかつた方に対して、教育を受ける権利を保障するために札幌市が設置する学校であることから、入学資格については、居住要件に加え、「中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校の理由により、十分に学ぶことができなかつた人」と明確に記載する必要があると考えています。
V 4	1学年1学級ありきとするのではなく、生徒の入学希望状況、生徒の環境、背景に応じて多種多様な指導、少人数指導の大切さを考慮すると1学年2学級にする余地も残しておいた方がよい。	札幌市民に対するニーズ調査、及び全国の公立夜間中学の平均在籍者数が52名程度であることを踏まえ、基本計画段階では、学校全体で120名程度の受け入れが可能で1学年1学級規模で十分に対応できるものと考えております。なお、多様な生徒にきめ細かく対応するため、実際の授業展開においては、必要に応じて、習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を併用したりするなど、可能な限り工夫してまいります。
V 6	入学者各々の事情が異なるので、修業年限を最長6年と固定するのではなく、6年をめどにしつつも生徒の学習の習熟度、意欲、年齢も加味し柔軟に対応してほしい。個々人の特別な事情による場合を想定し、卒業前の個人面談による校長判断によって、年限延長が可能であることを、最長6年の文言に加えてほしい。 (他同趣旨14件)	公立夜間中学は、社会生活等の経験がある学齢期を過ぎた方が週5日毎日通う学校であり、小学校の学び直しから始めたとしても、最大6年間で義務教育9年間の学びを終えることができると考えております。併せて、様々な事情があったとしても、最大6年という目標をもったうえで計画的に学びに向き合うことが望ましいと考えたものであり、理由の一切を問わず、6年をもって機械的に退学とすることを意図しているものではありません。そのため、「原則」との文言を追加し、「最長6年」から「在籍上限原則6年」に表現を修正します。 ⇒「在籍上限原則6年」に修正
V 7	入学期間を9月までを可能期間とすると、9月以降、入学希望者は待機する期間が生じるので、入学期間は設けず、通年を通して入学可能と変更すべき。もしくは、9月以降の入学希望者には、授業を聴講する機会を設けるなど、公立夜間中学でも学べない人がでてこないよう、教育機会の補償も考える必要がある。 (他同趣旨1件)	学校教育では、基本的に、4月から3月までの年度単位で教育課程を編成し、計画的に教育活動を進めています。これは公立夜間中学でも同様であり、本来、生徒にとっては4月入学が望ましいところですが、入学希望者の様々な事情を最大限考慮し、共に学ぶ他の生徒との進度との差を踏まえつつ、可能な限り柔軟な入学可能期間を設定する観点から9月までとしています。そのため、通年入学可能への修正はしませんが、10月以降も、随時、授業見学を行うなどの対応を考えてまいります。

札幌市公立夜間中学設置基本計画

令和3年（2021年）3月

編集・発行 札幌市教育委員会学校教育部教育推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル

TEL (011) 211-3851 FAX (011) 211-3852



さっぽろ市
01-S02-21-773
R3-1-84